

第3期鳥栖市
地域福祉計画
地域福祉活動計画

素案

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 鳥栖市の現状	6
1 人口、世帯等の状況	6
2 要介護（支援）高齢者・保育所・障害者手帳所持者の状況	9
3 地域の福祉活動の現状	11
第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題	13
1 第2期計画の検証	13
2 課題の整理（第3期計画の方向性）	23
第4章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 取組の体系	26
4 協働による計画の推進	27
第5章 取組の内容	28
基本目標1 みんなが参加する～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～	29
基本目標2 安心安全に暮らす～誰もが安心安全に暮らす福祉のまちをつくろう～	38
基本目標3 地域で支えあう～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～	47
第6章 地域福祉活動計画（鳥栖市社会福祉協議会）	59
1 鳥栖市社会福祉協議会の概要	59
2 鳥栖市社会福祉協議会における事業	60
3 基本目標に向けての実施事業	62
4 実施事業における今後の取組内容	68
第7章 計画の推進に向けて	85
1 計画の評価・点検	85
資料編	86

障害の「害」の表記について

障害の「害」という漢字表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないとして、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。

現在鳥栖市でも、一部で「障がい」と交ぜ書きしているものもありますが、国の障がい者制度改革推進会議では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解が示されています。（平成22年11月22日）このため、この計画では「障害」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

■ 地域福祉の考え方

少子高齢化の急速な進展に伴い、核家族や、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯の増加、価値観や生活スタイルの多様化により、地域でのつながりが希薄化しています。このような地域や家族での支え合う力が弱くなっている状況の中、人々の福祉ニーズが多様化しており、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなっています。また、福祉サービスの基礎となる国の社会保障制度も「社会保障と税の一体改革」として大きく変わってきています。

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが互いに人権を尊重し、助け合い、支え合い、その人らしい安心で充実した生活ができるような地域社会をみんなで築いていく取組のことです。地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしながら助け合い、地域の課題に対し、よりよい方策を見出していくというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

平成28年4月に発生した熊本地震では、災害は対岸の火事ではなく、誰にでも起こりうるものであることや、家族のみならず、地域に暮らす人々の助け合いや支え合い、地域の「絆」の大切さが再認識されました。

これからの地域福祉の充実を図っていくうえで、大変重要な視点の一つとなっています。

鳥栖市では、平成24年3月に第2期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しておりますが、第2期計画における基本理念、基本目標を基礎としつつも、計画から5年が経過した現在の状況をふまえ、地域福祉をより一層推進し、すべての市民が地域社会で安心して生活できる社会を実現していくため、「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

■ 「自助」「共助」「公助」の役割

地域福祉には、市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携による取組が重要となってきます。

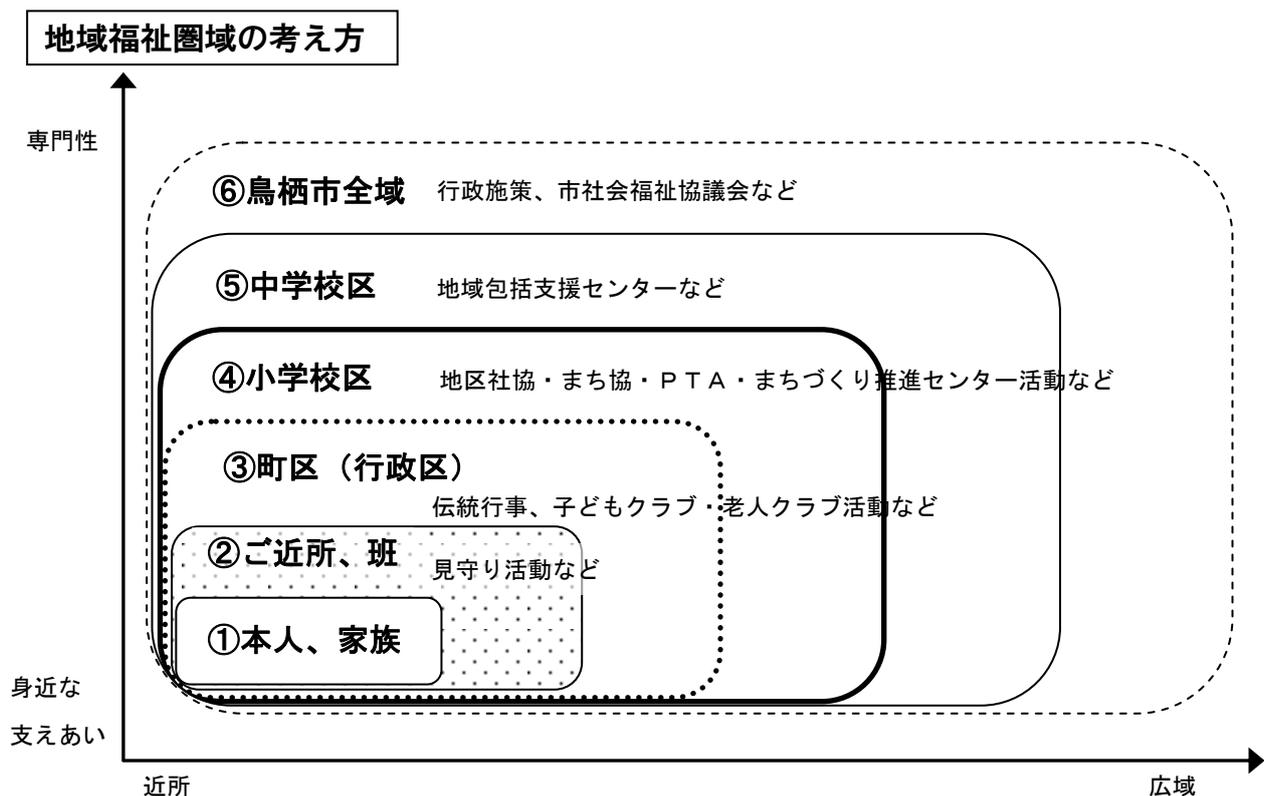
＜地域福祉向上のための3つの助け合い＞

じじよ 自助	<p>■個人や家族による支え合い・助け合い →自分でできることは自分です</p>
きょうじよ 共助	<p>■地域社会における相互扶助 →隣近所や友人・知人とお互いに支え合い、助け合う</p> <p>■地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え →地域ぐるみで福祉活動に参加し、地域全体で助け合い、支え合う</p>
こうじよ 公助	<p>■公的な制度としての福祉・保健、その他の関連施策に基づくサービスの提供 →行政でなければできないことは、行政が公平性・専門性を持って対応する</p>

■ 「地域」とは（圏域の設定）

市民が生活する地域として考える範囲は、町区である場合もあれば、小学校区や中学校区と考える場合もあります。また、鳥栖市全域も一つの地域の単位としてとらえることもできます。そこで、本計画では、「地域」の圏域を一律に捉えるのではなく、重層的な圏域を想定し、それぞれの「地域」において、総合的な福祉の向上をめざします。

鳥栖市においては、次のイメージのとおり6層の圏域が考えられます。



2 地域福祉計画、地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉推進のための理念やしくみをつくる「地域福祉計画」と、その計画を実行するための活動や行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、共通の目的を持つものであるため、第3期計画は、第2期計画と同様に、この二つの計画を一体的なものとして策定します。

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、本市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人のつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市社会福祉協議会が策定するものであり、「鳥栖市地域福祉計画」との整合性を図りながら、すべての市民やボランティア団体、福祉サービス事業者等の民間の団体が相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的とする活動・行動計画です。

位置づけのイメージ

【鳥栖市地域福祉計画】

地域福祉を推進していくための「理念」と「仕組み」を定める
⇒ 基本理念、基本目標、取組体系の決定
体系ごとの取組内容の概要を記載

一体化

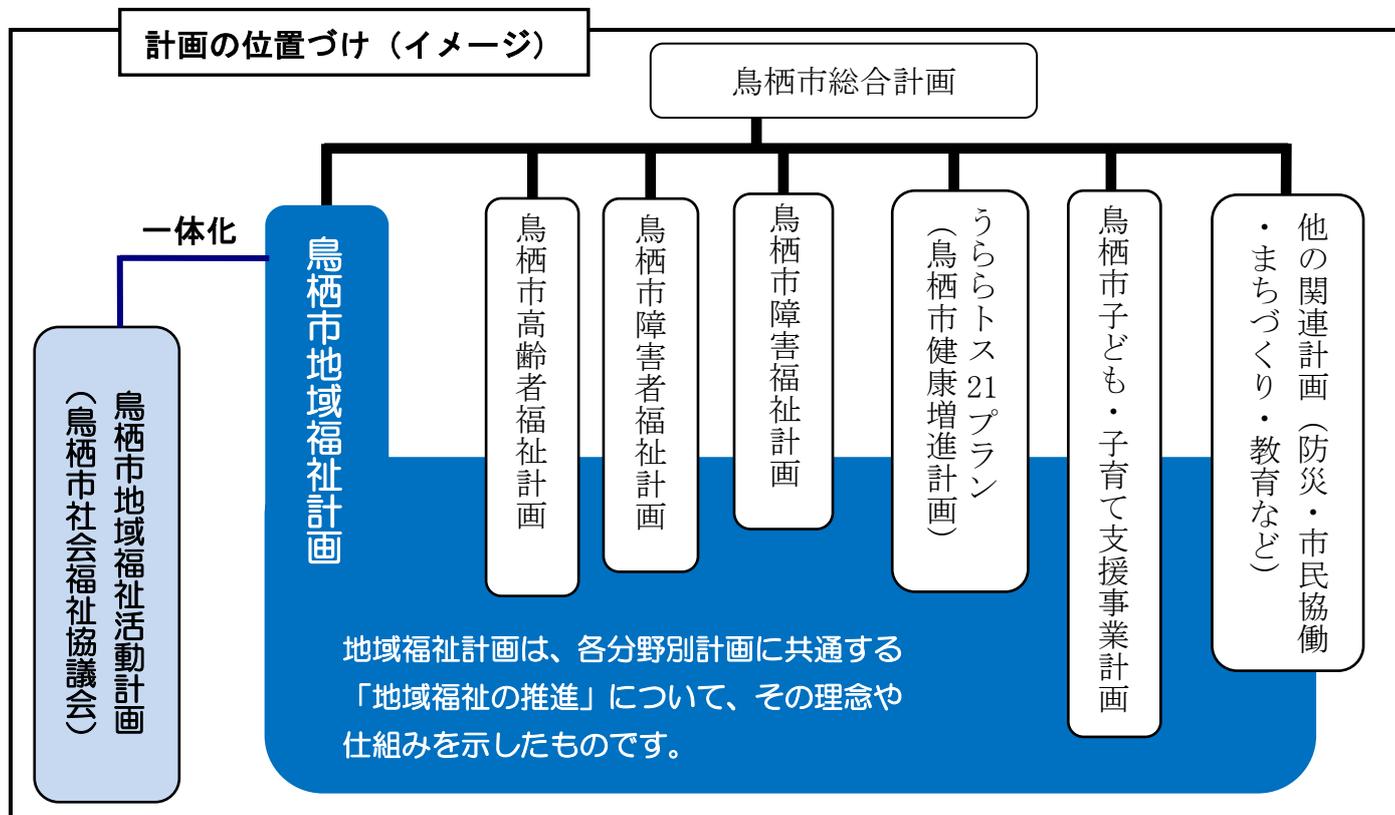
※具体的な取組内容は、
地域や団体、各分野別計画や
地域福祉活動計画で決定し
実施する。

【鳥栖市地域福祉活動計画】 (鳥栖市社会福祉協議会)

地域福祉を推進していくための
具体的な活動や行動を定める

(3) 各計画との関係

本計画は、国及び佐賀県の関連計画を踏まえ、第6次鳥栖市総合計画を上位計画として、縦割りの各福祉関連計画や、防災、市民協働、まちづくりなどの他の関連計画と連携し、整合性を図る必要があります。

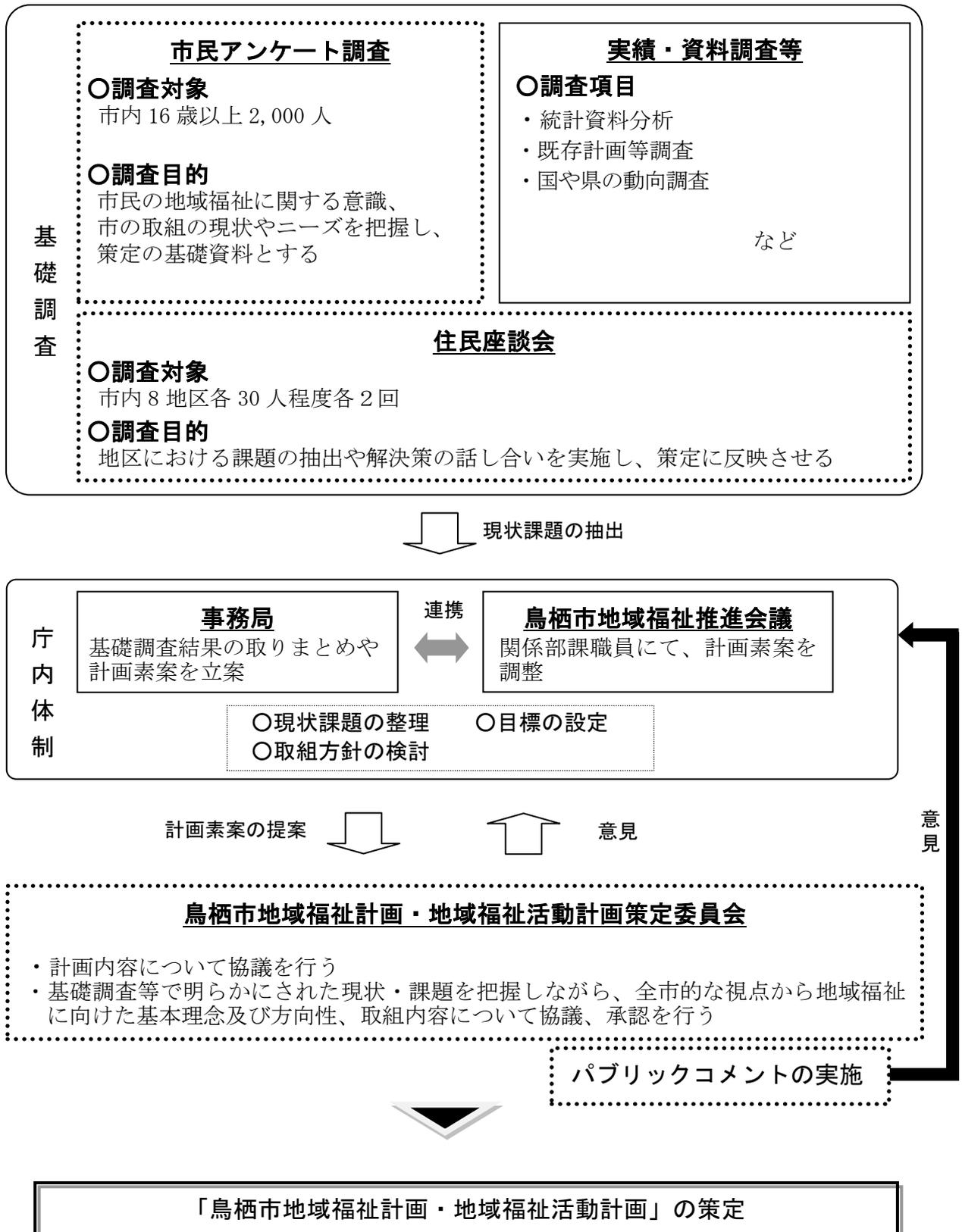


3 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年計画として策定します。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
第2期鳥栖市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画									
				見直し	第3期鳥栖市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画				
第6次総合計画基本構想 (10年間)									
前期基本計画 H23～ (5年間)					後期基本計画 H28～ (5年間)				

4 計画の策定体制

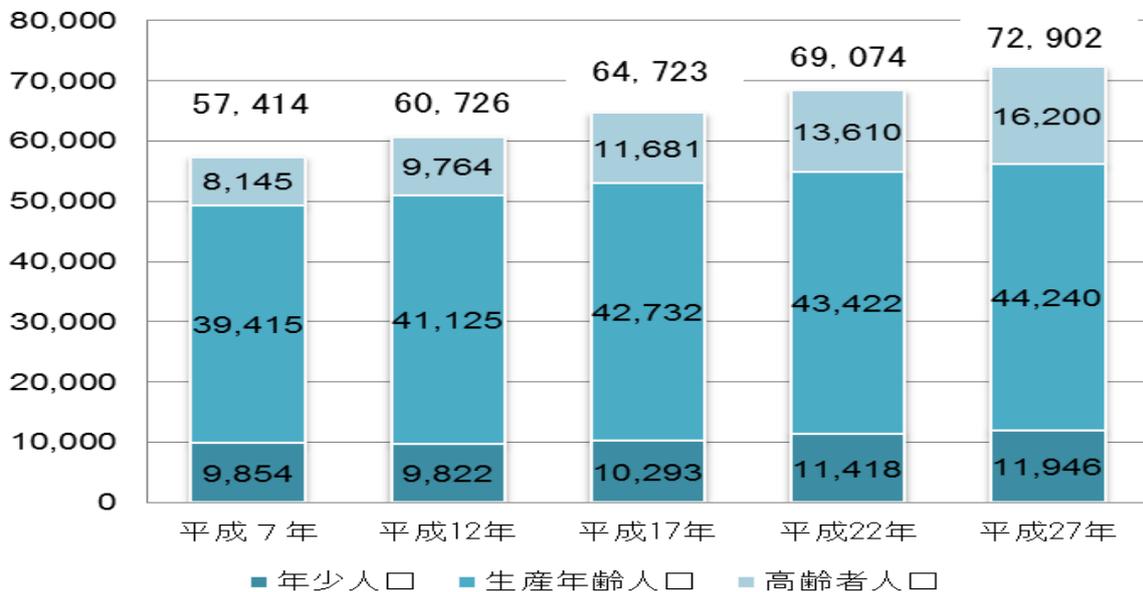


第2章 鳥栖市の現状

1 人口、世帯等の状況

本市の人口推移をみると、総人口は一貫して増加傾向にあります。また、平成27年10月の国勢調査結果をみると、総人口は72,902人となっています。年齢構成比でみると、0歳～14歳までの年少人口比は、平成7年で17.2%あったものが平成17年には15.9%まで減少していますが、平成27年では16.5%と増加しています。高齢者人口比は、平成7年で14.2%であったものが平成27年には22.4%まで増加し、高齢化が進行しています。生産年齢人口比は、平成7年以降減少傾向となっています。

＜人口の推移＞



単位：人、%

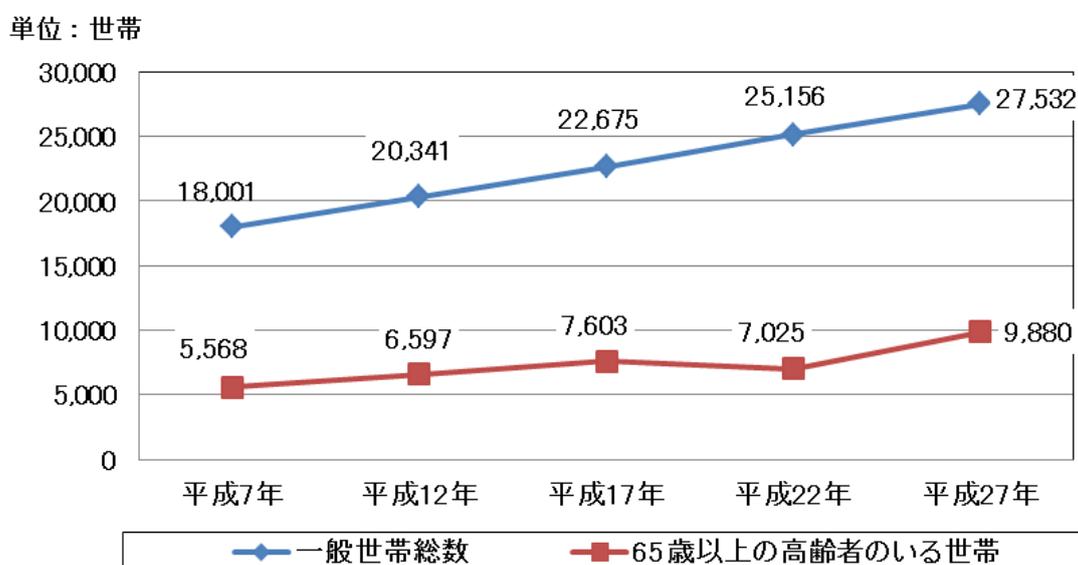
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	57,414 100%	60,726 100%	64,723 100%	69,074 100%	72,902 100%
年少人口（0～14歳）	9,854 17.2%	9,822 16.2%	10,293 15.9%	11,418 16.5%	11,946 16.5%
生産年齢人口（15～64歳）	39,415 68.7%	41,125 67.7%	42,732 66.0%	43,422 62.9%	44,240 61.1%
高齢者人口（65歳以上）	8,145 14.2%	9,764 16.1%	11,681 18.0%	13,610 19.7%	16,200 22.4%
前期高齢者（65歳～74歳）	4,873 8.5%	5,823 9.6%	6,311 9.8%	6,877 10.0%	8,297 11.5%
後期高齢者（75歳以上）	3,272 5.7%	3,941 6.5%	5,370 8.3%	6,733 9.7%	7,903 10.9%
年齢不詳	0	15	17	624	516

※総人口は年齢不詳分を含むため、年齢3区分別の合計値と一致しない（資料：国勢調査）

一般世帯総数については、平成7年には 18,001 世帯であったものが、平成 27年には 27,532 世帯に増加しています。

65 歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成 27年には一般世帯総数に対する比率が 35.9%で、佐賀県全体での 49.7%に比べ低いものとなっています。また、ひとり暮らし高齢者世帯では、平成7年に 12.7%であったものが平成 22年には 23.6%まで増加し、平成 27年には 21.9%と減少しています。高齢者夫婦世帯では、平成7年に 27.9%であったものが平成 12年に 23.4%に減少し、その後、平成 22年に 31.9%まで増加し、平成 27年には 28.9%と減少しています。

＜65 歳以上の高齢者のいる世帯の推移＞



単位：世帯、%

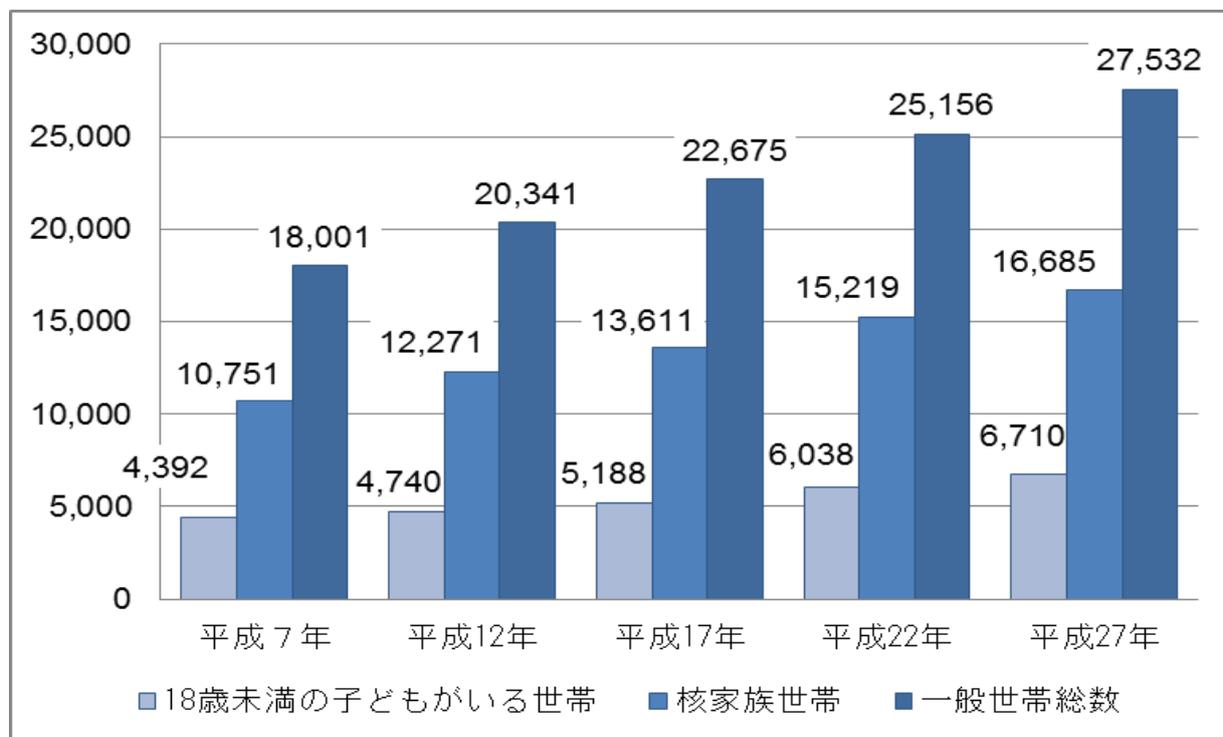
区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	
一般世帯総数	18,001	20,341	22,675	25,156	27,532	
65 歳以上の高齢者のいる世帯	5,568	6,597	7,603	7,025	9,880	
	30.9%	32.4%	33.5%	27.9%	35.9%	
	ひとり暮らしの世帯	709	1,067	1,331	1,659	2,160
	12.7%	16.20%	17.5%	23.6%	21.9%	
	高齢者夫婦世帯	1,551	1,545	1,882	2,240	2,860
27.9%	23.4%	24.8%	31.9%	28.9%		
その他の世帯	3,308	3,985	4,390	3,126	4,860	
59.4%	60.4%	57.7%	44.5%	49.2%		
佐賀県 高齢者 世帯	一般世帯総数	267,230	277,606	286,239	294,120	286,800
	65 歳以上の高齢者のいる世帯の割合	106,812	118,897	127,386	105,774	142,600
	40.0%	42.8%	44.5%	36.0%	49.7%	

(資料：国勢調査)

※高齢者夫婦世帯は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

核家族世帯の推移については、平成7年は10,751世帯だったものが、平成27年には16,685世帯と、世帯数は増加しています。また、一般世帯総数に対する比率で見ると平成7年以降約6割を維持し、特に大きな変動はありません。一般世帯総数に対する比率は、佐賀県平均の55.8%より高くなっています。

<核家族世帯の推移>



単位：世帯、%

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
一般世帯総数	18,001	20,341	22,675	25,156	27,532	
核家族世帯 (夫婦のみ及び親と子で構成)	10,751	12,271	13,611	15,219	16,685	
	59.7%	60.3%	60.0%	60.5%	60.6%	
6歳未満の子どもがいる世帯	1,725	2,182	2,583	2,856	3,009	
	9.6%	10.7%	11.4%	11.4%	10.9%	
18歳未満の子どもがいる世帯	4,392	4,740	5,188	6,038	6,710	
	24.4%	23.3%	22.9%	24.0%	24.4%	
佐賀県						
核家族世帯	一般世帯総数	267,230	277,606	286,239	294,120	301,009
	核家族世帯	145,326	152,846	157,920	162,605	168,039
		54.4%	55.1%	55.2%	55.3%	55.8%

(資料：国勢調査)

2 要介護（支援）高齢者・保育所・障害者手帳所持者の状況

介護保険制度における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者の推移をみると、高齢者人口の増加や制度の普及に伴い、認定者数は平成22年の2,204人から平成27年の2,697人と5年間で493人増加しています。

その内訳は、特に要介護1の伸びが顕著であり、平成22年からの5年間で約1.5倍となっています。また、平成27年では要支援と要介護1認定者数の合計が1,537人となっており、全体の57%を占めています。

＜第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者の推移＞



＜高齢者人口及び要介護（支援）認定者数の推移＞

単位：人、%

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
高齢者人口	13,191	13,279	13,840	14,412	15,074	15,573
前期高齢者 (65歳～74歳)	6,817	6,649	6,981	7,394	7,899	8,229
後期高齢者 (75歳以上)	6,374	6,630	6,859	7,018	7,175	7,344
要介護（支援）認定者数	2,123	2,286	2,373	2,476	2,581	2,635
要支援1	352	363	344	351	379	388
要支援2	298	330	365	377	371	369
要介護1	491	560	589	661	684	725
要介護2	310	349	353	360	378	415
要介護3	308	315	302	306	315	292
要介護4	210	222	238	225	248	241
要介護5	154	147	182	196	206	205
認定率 (認定者数/1号被保険者数)	16.2%	17.3%	17.2%	17.3%	17.2%	17.0%

(資料：鳥栖地区広域市町村圏組合)

市内の保育所は平成28年度当初時点で14か所設置されており、公立が4か所、私立が10か所となっています。また、入所児童数については、顕著な伸びがみられ、平成19年度の1,293人から平成24年度の1,610人と6年間で317人増加していますが、保育士不足のため、平成25年度以降は減少傾向にあります。

<保育所入所児童の推移>

(4月1日入所者数)

年度	保育所数(か所)			入所児童数(人)		
	総数	公立	私立	総数	公立	私立
平成19年度	11	4	7	1,293	510	783
平成20年度	11	4	7	1,368	549	819
平成21年度	11	4	7	1,377	542	835
平成22年度	13	4	9	1,499	537	962
平成23年度	14	4	10	1,577	508	1,069
平成24年度	14	4	10	1,610	478	1,132
平成25年度	14	4	10	1,584	449	1,135
平成26年度	14	4	10	1,512	421	1,091
平成27年度	14	4	10	1,514	419	1,095
平成28年度	14	4	10	1,451	396	1,055

(資料: こども育成課)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、共に伸びがみられ、平成22年度からの5年間でそれぞれ225人、172人、195人増加しています。

<身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の推移>

単位: 人 (各年度末現在)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者手帳	2,622	2,733	2,705	2,799	2,837	2,847
療育手帳	376	443	494	474	523	548
精神障害者 保健福祉手帳	273	293	354	358	411	468

(資料: 社会福祉課)

3 地域の福祉活動の現状

(1) 自治会

自治会とは、同じ区内やマンションなどの集合住宅に居住する住民により、住民相互の連帯と親睦を図ることを目的として組織された地縁による団体です。

自治会の活動は、環境美化整備、青少年に対する社会教育活動、コミュニケーションを図るためのレクリエーション活動、広報活動など、多岐にわたっており、地域のまちづくりの中心的団体として活動しています。

本市には76の自治会があり、地域課題解決に向けて取り組んでいます。

(2) まちづくり推進協議会

平成23年度から、まちづくりの主体である地域住民が一致協力し、地区におけるまちづくりの立案や活動を展開していくための組織「まちづくり推進協議会」が市内の小学校校区単位の8地区に立ち上がり、地域での新しい動きを展開しています。

(3) 地区社会福祉協議会

市内の小学校校区単位の8地区に設置しています。地域における生活課題を自らの課題と捉え、解決に向けて積極的な活動を行うなど、地域福祉推進の中心的な役割を果たしている団体です。地域に密着し、地域福祉を推進するための活動を実施しています。

(地区社会福祉協議会での取組については、第6章 地域福祉活動計画「ふれあいのまちづくり事業」に掲載しています。)

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、平成29年度に民生委員制度創設100周年を迎える、厚生労働大臣から委嘱されるボランティアであり、地域福祉の担い手で、社会奉仕精神をもって、地域福祉の推進ため、地域の実情把握に努めています。

行政と地域住民の橋渡し・パイプ役として、守秘義務があり、住民の立場に合った活動を展開し、顔が見える信頼関係を構築しています。

本市での民生委員・児童委員の定数は146人(うち主任児童委員定数は16人)で、任期は3年間です。

主な職務は、次のとおりです。

- ① 市民の生活実態の把握をし、要援護者の自立への相談、助言、援助を行うこと。
- ② 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ③ 福祉サービス事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ④ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力をすること。

(5) 福祉ボランティア団体

市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録し活動しています。(団体数や事業活動等については、第6章地域福祉活動計画「ボランティア事業」に掲載しています。)

(6) NPO法人

本市には、福祉、まちづくりなど様々な分野で市民活動やサービス事業を展開するNPO法人が組織されています。NPO法人は、公的なサービスでは対応しきれない市民の困りごとなどに、支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能なため、民間サービス事業者の一つの形態として、市民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。本市では、NPO法人が27法人設立され、地域の中で活躍しています。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 第2期計画の検証

市民アンケート調査、住民座談会での意見を踏まえ、第2期計画について、次のとおり検証しました。

基本目標1 安心して暮らす

取組の方向（1）問題を早期解決・早期発見できる相談体制の充実

● 第2期計画の基本的な考え方

地域において、様々な問題を抱える人を早期に発見し、一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供することができる見守り体制の充実を目指します。

アンケート調査、座談会での意見

- 若い世代の福祉サービスに対する認知度が低い
- 民生委員・児童委員、地域包括支援センターを知らない人がいる
- 相談窓口を分かりやすくしてほしい
- 個人情報保護によって、周りの人の様子が分かりづらくなっている

第2期計画の検証

市では各種相談窓口を設けていますが、どこに相談すればいいのかわからないといった市民の声もあり、福祉サービスの周知が不十分であるといえます。また、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関等と市の連携がまだまだ不十分であり、すべての市民への相談や支援が行き届いていないのが現状です。

取組の方向（２）福祉サービスの情報提供の充実

●第２期計画の基本的な考え方

広報活動をさらに充実させるとともに、地域へ出向いて説明会や講座等の開催を行い、市民への情報提供を行っていきます。

アンケート調査、座談会での意見

- 福祉サービス情報の入手が難しい
- まちづくり推進センター等での講座の参加者が固定しており、若い人の参加が少ない
- 若い人が講座等に参加できる時間帯等への配慮が必要
- 介護保険や福祉サービスの制度が分かりづらい
- 情報提供の方法を検討する必要がある（広報紙、パンフレット等では不十分）

第２期計画の検証

市では、出前講座、市報、ホームページ等を活用し、市民へ地域福祉に関する情報を発信し、啓発を行ってきましたが、まだまだ一部の市民に限られているのが現状です。また、講演会の開催やまちづくり推進センター等での講座を行っていますが、参加者が固定されており、若い世代などの新たな参加の促進には至っていません。

取組の方向（3）安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

●第2期の基本的な考え方

福祉サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進します。また、福祉サービスの利用において、利用者が事業者に対して対等な立場で要望や苦情等を自由に言える環境を整えるとともに、苦情への適切な対応に努めます。

アンケート調査、座談会での意見

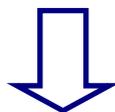
- 個人情報の保護が強いため、支援が必要な人の情報が入ってこない場合がある

第2期計画の検証

個人情報の取り扱いに関しては、目的外使用を禁止し、プライバシーの保護を徹底していますが、一方で、支援のための適切な情報提供が不足していることも否めません。また、福祉サービス利用者からの苦情があったり、成年後見制度等の利用も少なく、権利擁護に関する情報の周知が、すべての市民に行き届いていない現状にあります。

基本目標1「安心して暮らす」の検証により、第3期計画へ求められるもの

- 必要なサービス情報が提供される有効な方法が必要
- 問題を早期に発見し支援する、各種団体の連携による包括的な支援体制が必要



利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

基本目標 2 地域で支えあう

取組の方向（1）保健・医療・福祉の地域のネットワークづくり

●第2期計画の基本的な考え方

保健・医療・福祉分野の関係機関や福祉サービス事業者はもとより、地域福祉活動者等との協力・連携を強化したケアマネジメント体制を整え、保健、医療、福祉などの異なる専門分野にまたがった相談に対応していくため、行政機関や専門機関、各種団体等の支援ネットワークの強化・充実を進めます。

アンケート調査、座談会での意見

- 高齢者や独り暮らしの方の増加に対する自治会の支援体制づくりが必要
- 母子保健推進員との情報交換が必要
- 地域包括支援センターの機能、内容等をもっとアピールする

第2期計画の検証

地域の要支援者に対しては、地域の関係者が連携して、課題の発見やその対応策の検討が必要になりますが、「地域の中で関係者間の連携がうまくとれていない」、「お互いの活動を知らない」といった指摘もありました。このため、まちづくり推進協議会や地区社会福祉協議会などの地区組織や、関係者間の連携やネットワークの強化を図っていくことが求められます。

取組の方向（２）安心して生活できる環境づくり

●第２期の基本的な考え方

誰もが安心して生活し、社会参加できるようバリアフリー化を推進するとともに、市民一人ひとりが、「思いやり」や「いたわり」の気持ちといった「心のバリアフリー」を醸成し、地域福祉の推進を図ります。

アンケート調査、座談会での意見

- 高齢者などは移動手段が少ないので、地域活動や行事へ参加しにくい
- 整備されていない歩道がある
- 障害のある人の専用トイレや駐車スペースを健常者が使っている

第２期計画の検証

公共施設では、段階的にユニバーサルデザインやバリアフリー改修を進めています。高齢者や障害のある人への理解を深めることが、まだまだ不足しています。移動手段の確保は日常生活を営む上で不可欠であるだけでなく、積極的な社会参加を促すためにも大変重要になっています。このため、地域特性に応じた適切な移動手段の確保についての検討が必要です。

取組の方向（３）災害時や緊急時の支援体制づくり

●第２期の基本的な考え方

日頃から、地域住民の協力により要支援者の把握を行い、支援体制の強化、防災知識の啓発等により防災に関する意識を高め、地域全体での支援のネットワークづくりを推進します。要支援者の避難支援など地域福祉に必要な個人情報については、ルールに沿って情報の共有化を図ります。

アンケート調査、座談会での意見

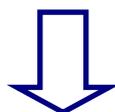
- 日頃から、避難場所や危険個所を把握し、近所付き合いを深め、災害に備えることが必要である
- 災害時に区役員として支援が必要な人の把握ができていない
- 災害時の障害者や独居高齢者等の避難マニュアル等を作っておく必要がある
- 熊本地震のような大きな災害の場合、地区ごとにどこに避難するかを明記してほしい
- 避難場所や避難経路が分からない
- 災害に遭った経験が少なく、防災意識が希薄である

第２期計画の検証

市では避難行動要支援者名簿の更新を行い、民生委員・児童委員への情報提供を行いました。また、災害時に障害者を受け入れる障害福祉施設を３施設確保しましたが、特に高齢者や障害のある人の緊急時・災害時の避難体制に不安が大きい現状があります。

基本目標２「地域で支えあう」の検証により、第３期計画へ求められるもの

- すべての市民が社会参加できるための支援が必要
- ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進が必要
- 災害時の地域ぐるみでの対策や、災害弱者への支援体制の充実が必要



地域福祉を推進していく地域の基盤づくり

基本目標3 みんなが参加する

取組の方向（1）福祉や健康への理解の促進

●第2期の基本的な考え方

障害への理解不足や意識の隔たりをなくし、市民が同じ地域に住む者として互いに理解し合い、認め合うために、福祉教育の充実を図ります。日頃から福祉について考える機会や障害のある人などとの交流の機会を持つことで、高齢者や障害のある人に対する理解を深めます。また、誰もがいつまでもいきいきと暮らしていくために、生きがいつくりや健康づくりへの啓発や機会の提供を行います。

アンケート調査、座談会での意見

- 福祉は行政と市民が協力し支え合う仕組みづくりをするべき
- 若い人の福祉への理解が不足している
- 福祉に関心がない
- 地域活動への若い人の参加が少ない
- マイレージ、健康診査やがん検診などの広報促進が必要
- 講座やイベント参加者、施設利用者が固定化している

第2期計画の検証

福祉への意識向上のために、啓発活動を実施していますが、福祉や健康への理解の促進は、まだまだ不十分なのが現状です。健康づくりや生きがいつくりについては、講演会の開催やまちづくり推進センター等での講座を行っていますが、参加者が固定されており、若い世代などの新たな参加の促進が必要です。

取組の方向（２）地域活動やボランティア活動の充実

●第２期の基本的な考え方

地域活動やボランティア活動の充実を図るとともに、活動を担う人材を育成していきます。地域活動やボランティア活動における支援や各団体等の連携を深め地域福祉の向上をめざします。

アンケート調査、座談会での意見

- 活動者の高齢化により地域活動が低迷している
- 仕事などで忙しいため、若い方の地域活動への参加が少ない
- ボランティア活動に参加したことがないので今後参加したいと思っているが、時間等の余裕がないため参加できない
- 民生委員・児童委員などのボランティア的な役割を担う後継者がいない
- 担い手不足のため、一人あたりの活動範囲が広くなり負担が大きい

第２期計画の検証

各地区では各町区やまちづくり推進協議会、地区社会福祉協議会などが様々な地域活動やボランティア活動を実施していますが、若い世代の参加が少なく、後継者不足が課題となっています。活動への参加意欲はあるものの、時間的に余裕がなく参加できない人でも活動できるような対策が必要です。

取組の方向（３）ふれあい・交流の場となる地域の拠点づくり

●第２期の基本的な考え方

身近な地域において、誰もが広く利用できるサロンや地域のイベントなど、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。地域における活動の拠点として、既存施設や公共施設などの様々な資源を有効に活用し気軽に利用できる場の充実を図るため、関係機関や組織・団体、行政などによる支援を行います。

アンケート調査、座談会での意見

- 特定の人しか活動に参加しない
- 協力できる関係をつくるために地域での行事を企画、実行する。
- さまざまな講話や講座があるのでもったいない

第２期計画の検証

地域活動や地域の行事については、できるだけ多くの人に参加できるよう活動場所や活動時間、参加しやすい活動内容について検討し実施していますが参加者の固定化が課題となっているため、こうした地域活動や交流の場についての地道な広報活動が必要です。

取組の方向（４）協働で地域を支える基盤づくり

●第２期の基本的な考え方

各地区まちづくり推進協議会では、これからの地域のまちづくりを担い、地域福祉に関する活動支援を行っていきます。また、地域の中で活動する地区社会福祉協議会、ボランティア団体などの様々な地域福祉の担い手がそれぞれの特徴や能力を活かしながら、「協働」による推進体制をめざします。

アンケート調査、座談会での意見

- 地域の一員としての自覚を持たせる必要がある
- 地域へ何らかの形で貢献したいと思っている人は少なくないと思う
- 参加してもらおうきっかけづくりが重要
- まちづくりは役員のみで活動で市民全体のものとして機能していないようだ

第２期計画の検証

まちづくり推進協議会は、地域のまちづくりの中核を担う組織として活動をすすめていますが、地域活動やボランティア活動と同様、後継者不足が課題となっています。活動内容の広報や、地域住民が何らかの形で活動に参加できるようなきっかけづくりが求められます。

基本目標３「みんなが参加する」の検証により、第３期計画へ求められるもの

- 地域住民同士のふれあいや交流の機会が必要
- 地域活動やボランティア活動への参加促進が必要
- 福祉のまちづくりを市民で進めていくための取組が必要

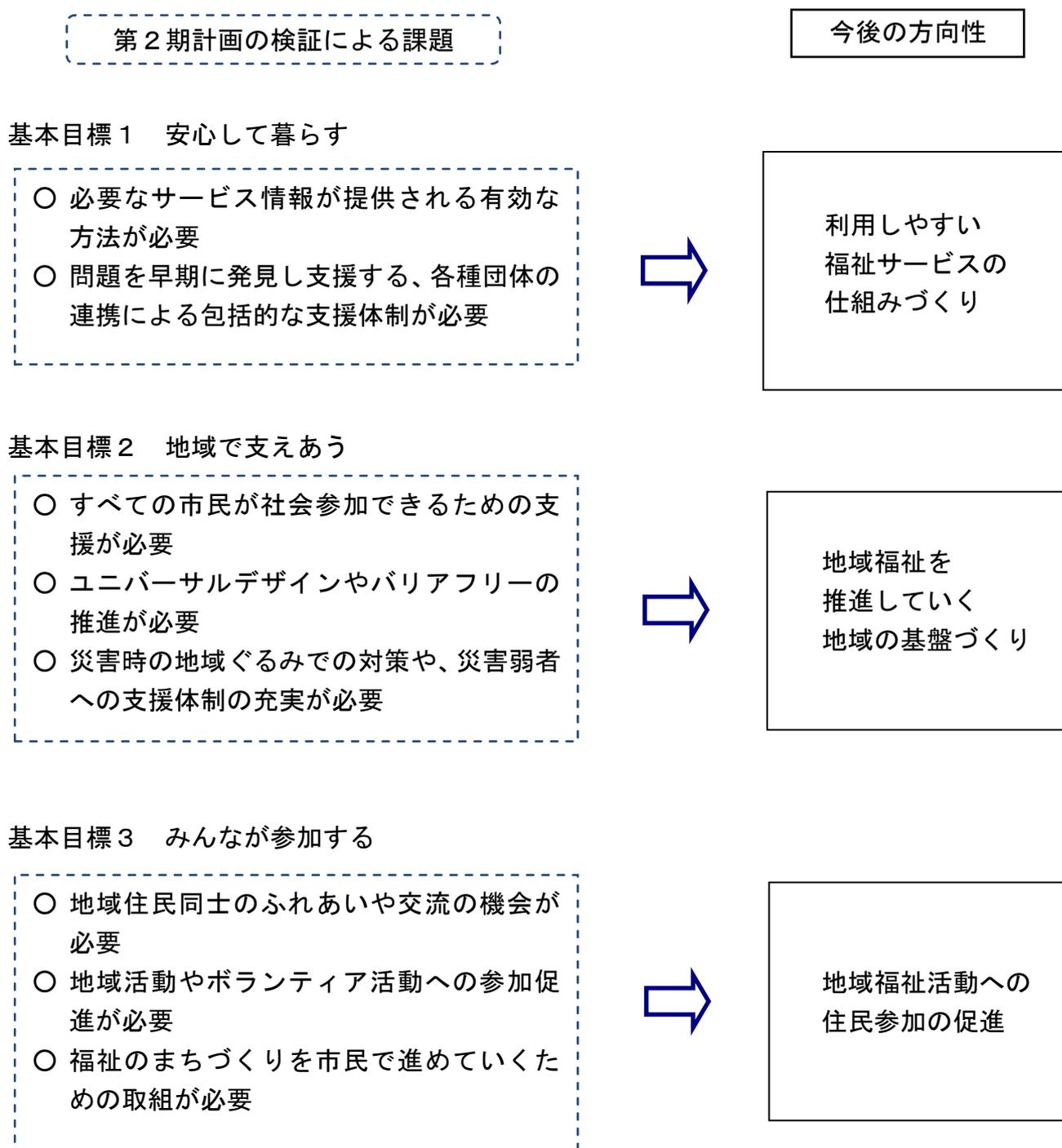


地域福祉活動への住民参加の促進

2 課題の整理（第3期計画の方向性）

市民アンケートや住民座談会で出されたご意見や、第2期計画の検証から地域福祉を推進する上での課題を整理し、第3期計画の方向性を検討しました。

（1）第2期計画の検証による課題解決に向けた今後の方向性



(2) 市民の意識調査結果による、これからの鳥栖市が重視すべきこと

①市民アンケートから見えてきた住民の姿

- ・ ボランティア活動に参加したことはないが参加したい。
- ・ 日頃からの隣近所の助け合いは大切だとは思っている。
- ・ 助け合いの活動に参加したいが、どこに情報があるのかわからない。
- ・ 災害に備えるのに重要なことは、危険個所を把握し、近所付き合いを深めておくことだと思う。



(市民アンケートから見えてきた住民の姿)

地域福祉の推進へ前向きな人が潜在している

②座談会から見えてきた課題

- ・ 隣近所との付き合いがないため、困っている人に気付かない人や支援が必要なのに孤立している人がいる。
- ・ 他人とのかかわりを持ちたくない人や、助け合いの必要性を感じていない人が多い
- ・ 要支援者の確認などを含めた具体的な防災訓練が必要だが、どこの誰が支援を必要としているのかわからない
- ・ 自治会未加入者の地域のネットワークづくりが難しい



(座談会から見えてきた課題)

地域活動への参加者の減少、後継者不足

これからの鳥栖市が重視すべきこと
(第3期計画で重視すべき方向性)

地域福祉の推進に前向きな人たちが、
実際に地域福祉活動へ参加する環境づくり

(地域福祉は地域住民全体のためのものであるという意識の推進)

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念として、本市がめざす地域福祉の将来像を次のように設定します。

共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖

第3期計画の基本理念は、第6次鳥栖市総合計画の基本目標「共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち」の方針を受け、第2期計画の基本理念「共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖」を踏襲します。本市で暮らすすべての人が、地域での支えあいを基本として、いきいきと安心した生活を送り、幸せを実感できるまちづくりをめざします。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

1. みんなが参加する

～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～

地域で暮らすすべての人が、地域のことに関心をもって地域活動やボランティア活動に参加し、いきいきと暮らす地域社会づくりを進めます。

2. 安心安全に暮らす

～誰もが安心安全に暮らす福祉のまちをつくろう～

地域で暮らすすべての人が、いつまでも地域の中で安全に安心して暮らしていくための基盤を整えます。

3. 地域で支えあう

～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～

地域で暮らすすべての人が、一人ひとりに応じた適切な福祉サービスを受け、地域の中で見守られながら生活できる仕組みをつくりまします。

3 取組の体系

基本理念	基本目標	取組の方向	事業・活動
共に支えあい 幸せを感じるまち 鳥栖	1 みんなが参加する ～市民一人ひとりが参加する 福祉のまちづくり～	(1) ふれあい・交流機会の 拡充	①相互理解の促進 ②地域の行事やイベントの活性化
		(2) 地域活動やボランティア 活動の充実	①地域活動、ボランティア活動の 推進 ②地域活動、ボランティア活動の 担い手育成
		(3) 協働で地域を支える 基盤づくり	①市民による福祉のまちづくり 促進
	2 安心安全に暮らす ～誰もが安心安全に暮らす 福祉のまちづくり～	(1) 安心して安全に生活 できる環境づくり	①健康づくりの啓発・促進 ②社会参加への支援 ③ユニバーサルデザイン・バリア フリーの推進
		(2) 災害時の支援体制 づくり	①地域の防災力向上 ②災害弱者の支援体制づくり
	3 地域で支えあう ～必要なサービスを受けられる 福祉のまちづくり～	(1) 福祉サービスの利用 促進	①情報の提供方法の適正化 ②情報共有、情報交換の推進
		(2) 問題を早期発見・早期 解決できる相談体制の 充実	①見守り体制の整備 ②相談体制の充実
		(3) 安心して福祉サービス を受けられる環境の整備	①要支援者への支援体制の充実 ②権利擁護の推進

■ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、誰もが使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。

■バリアフリー：障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味。

4 協働による計画の推進

住み慣れた地域で安心して暮らしていく社会を築くためには、市民と行政との協働による取組が不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

市民の役割

地域社会の一員であることの自覚を持つ

地域福祉の主役は、地域で生活する市民自身です。市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

市民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参画することが求められます。また、企業は地域の一員及び企業市民として、社会貢献活動やまちづくりに積極的に参加することが必要です。

関係団体の役割

地域での連携を深め、支援の輪を広げていく

福祉サービス事業者・NPO法人・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、福祉サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、福祉サービスや活動内容の情報提供及び周知を図り、他の福祉サービス事業者と連携して取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参画が求められます。

協働

社会福祉協議会の役割

地域福祉推進のための地域のコーディネーター

市社会福祉協議会は、市民の福祉への関心を高め、地域の様々な福祉課題を住民自らが認識し、解決に向けての取組を行う地域の福祉力を高めることが期待されています。

特に、様々な福祉活動において人材不足の状況にあり、その活動を広く周知し、活動に関心のある住民を掘り起こし、自治会やボランティア団体など福祉活動を行う団体とその住民をつなぐ役割を担います。

行政の役割

市民のニーズに応じた福祉施策を総合的に推進

行政は、市民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。市民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

このため、社会福祉課を中心に庁内の関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

第5章 取組の内容

第5章の構成

基本目標

⇒ 基本理念の実現に向け、3つの基本的な考え方を設定しています。(第4章参照)

めざす地域福祉の姿

⇒ 基本目標の達成によって実現できる本市の将来像を表現しています。

【取組の方向】

⇒ 基本目標に向けて具体的に取組むべき方向性を示しています。

市民の声

⇒ 住民座談会・市民アンケート調査で出された意見や課題をあげています。

【取組の方向】の指標

⇒ 【取組の方向】の検証のための指標を具体的な数値で設定しています。

【事業・活動】

⇒ 地域福祉推進のために、取組の方向に沿って市民・団体・市社会福祉協議会・行政が取組む事業・活動の概要です。具体的な取組内容は、地域や団体、地域福祉活動計画や各分野別計画で決定し実施します。

役割分担と取組の内容

⇒ 市民、団体、市社会福祉協議会、行政が地域福祉の推進のために、役割を分担して行う取組の内容を示しています。

基本目標1 みんなが参加する

～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～

めざす地域福祉の姿

市民一人ひとりが、地域に関心を持って地域活動やボランティア活動に参加し、いきいきと暮らしています。

【取組の方向】

(1) ふれあい・交流機会の拡充

本計画の基本的な考え方として、性別、年齢、障害の有無などに関わらず、地域に暮らすすべての人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活し、尊重される社会の実現が求められています。

しかし、地域においては高齢者や障害のある人への十分な理解ができていないと感じられる人も見受けられます。障害への理解不足や意識の隔たりをなくし、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、市民が同じ地域に住む者として互いに理解し合い、認め合うために、福祉教育の充実を図ります。また、高齢者や障害のある人に対する理解を深めるため、日頃から身近にある福祉について考える機会や高齢者などとの交流の機会の充実を図ります。

さらに、地域活動や行事は、地域における顔の見える関係を築く上で重要な役割を果たしているため、世代を越えた交流、高齢者や障害のある人との交流、身近な場所での集いの場を求める声もあります。地域活動やイベントを活性化し、市民同士の交流を促進し、同じ地域の住民としての連帯感を育みます。

市民の声

- ◇ アパートに住む若者が増えて福祉に関心がない
- ◇ 若い世代に福祉について知ってもらうきっかけがない（接点がない）
- ◇ いろんな障害があることをもっと知ってほしい
- ◇ 日常の挨拶から少しずつ会話を重ねて、町内等の行事に参加してもらう
- ◇ 催し物や種々の活動に隣近所の方々や知人、友人と誘い合って出席する
- ◇ 近所の子どもであっても、ほとんどの子ども顔、名前がわからない
- ◇ 出来るだけ地域の行事等に参加して子ども達と関わりを持ちたい
- ◇ 町での楽しい行事（焼肉大会、花見、ふれあい・いきいきサロン等）を積極的に行う
- ◇ 地域の伝統行事を「古くさいもの、めんどろなもの」と片付けないで意味のあるものだと学習してみる

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28)	目標値 (H33)
福祉への関心が非常にある、どちらか といえばある人の割合 (市民アンケート調査より)	80.3%	87.8%	95%

【事業・活動】

① 相互理解の促進

地域福祉を推進していくためには、地域での、世代を越えた交流、高齢者や障害のある人との交流といった、ふれあいや交流を通じて、地域住民がお互いに関心を持ち、様々な立場の人がいることを知ることが大切です。

このため、身近な地域において、子どもや高齢者、障害のある人など誰もが気軽に集い交流を深めることができる機会の拡充を図ります。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 各地区や市全体で行われている講座や説明会等に積極的に参加し、自ら福祉の理解に努めます。◇ 子どもや高齢者、障害のある人との交流に積極的に関わり、福祉の理解に努めます。◇ 家庭や地域において、地域での支え合いの大切さを話し合い、地域福祉を推進します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ ふれあい広場や地区社会福祉協議会が行う事業などで交流の場を充実し、相互理解を促進します。◇ 小・中学生のころから福祉への理解を推進するために、ふれあいスクールなどを開催します。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 学校行事や総合的な学習、課外活動の場で高齢者や障害のある人との交流の機会を多く設けるなど、福祉教育を推進し、福祉に対する理解の心を育みます。 * 学校教育課◇ 各地区で実施されている高齢者との会食会や、子供と高齢者の交流事業を支援します。 * 社会福祉課【ふれあいのまちづくり事業】◇ 障害のある人たちが職場や地域でいきいきと幸せに生活できる地域社会づくりのために、障害のある人に対する偏見をなくし、理解を深めます。 * 社会福祉課【障害者理解促進事業】

【事業・活動】

② 地域の行事やイベントの活性化

子ども、障害のある人、高齢者など誰もが気軽に参加しやすい行事やイベントとなるよう工夫し、地域での交流やふれあいの機会を充実させます。また、地域の伝統行事や地域活動を活性化し、市民同士の交流を促進し、支え合いの気持ちを育みます。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域の行事には積極的に参加します。◇ 地域行事やイベントを行う際には、行事の内容が分かりやすいPRを行います。◇ 地域での伝統行事が継続されるよう、地域のすべての世代が何らかの形で関わるように努めます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 各種団体と連携しながら、地域における交流の場の活性化を図り、地域の連帯感を醸成します。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 誰もが参加できる地域交流活動を行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【高齢者の居場所づくり事業】◇ 地域の行事やイベントに、多くの地域住民が参加できるよう運営支援を行います。<ul style="list-style-type: none">* 生涯学習課【伝統行事や民俗芸能の保存・継承支援事業】◇ 地域の子育て支援のため、子育て支援センターの利用を促進し、乳幼児や保護者同士の交流の拠点とします。<ul style="list-style-type: none">* こども育成課【地域子育て支援拠点事業】◇ まちづくり推進センターが地域における交流や活動の拠点としての機能を果たしていくため、各種の講座・教室の開催及び安心して利用できる施設運営を行います。<ul style="list-style-type: none">* 市民協働推進課【まちづくり推進センター運営事業】* 社会福祉課【中央老人福祉センター運営事業】

【取組の方向】

(2) 地域活動やボランティア活動の充実

本市には、地域福祉に関する活動を行う様々な団体があり、それぞれ目的をもって活動しています。これらの活動に多くの市民が自らの意思で参加することが地域福祉の推進につながります。そして、これからの地域活動やボランティア活動の推進や地域福祉の向上をめざすためには、各団体等の連携を深め、地域活動やボランティア活動の充実を図るとともに、次世代のリーダーや後継者といった人材の育成が必要です。

市民の声

- ◇ ボランティア活動をもっとたくさんの方に呼び掛けて地域全体で取り組めば、ふれあい交流の場も広がり、より効果があるのではないか
- ◇ 各種活動に参加する事が大切な事だと皆さん分かっているが、いざ自分が参加する場面になると尻込みする人が多いように思うので、参加する意識の醸成が必要
- ◇ 何か一つでも得意とする事で地域に貢献する
- ◇ 隣近所による助け合い活動等が住みやすいまちづくりの基本なので、お互い協力出来るよう今後も努力したい
- ◇ 福祉の委員さんに誘われた時だけ運動に参加したことがあるので、呼びかけは必要だと思う
- ◇ 地域活動への参加者が少なくなっているため、若い人も関心を持つような広報が出来ないか
- ◇ ボランティア参加者、ネットワーク協力者の方々も、高齢化してきている

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28) 【前回目標値】	目標値 (H33)
ボランティア活動に参加している市民の割合 (市民アンケート調査より)	12.3%	15.9% 【16.0%】	50%
福祉ボランティア登録者数 ※H26 年度実績 (目標値は H32)	1,949 人	1,920 人 【2,500 人】	2,620 人

* 登録者数の目標値は総合計画による

【事業・活動】

① 地域活動、ボランティア活動の推進

本市においても、様々な地域活動やボランティア活動が行われています。多くの市民がこれらの活動に積極的に参加することが大切です。地域活動やボランティア活動に関心がありながらも参加する機会がない人が参加しやすいような環境づくりを推進します。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域での清掃等の奉仕活動はもちろんのこと、様々に行われているボランティア活動へ積極的に参加します。◇ 定年を迎えた世代は、今まで培ってきた技術や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。◇ 地域活動やボランティア活動に参加している人は、参加していない人を活動に誘います。
団体	<ul style="list-style-type: none">◇ NPO法人やボランティア団体は、活動の広報周知に努め、地域活動やボランティア活動への参加者の増加をめざします。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 地区社会福祉協議会を核として、「ふれあい・いきいきサロン」、高齢者の「ふれあい会食会」などの開催を通して、地域活動を推進します。◇ ボランティアに関する情報提供や啓発を積極的に行い、地域住民が活動に参加しやすい環境をつくれます。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 市民が「福祉」に興味を持ち、自主的にボランティア活動に取り組んでもらうため、ボランティア活動等の情報提供や養成講座などの活動を支援します。 * 社会福祉課【福祉ボランティアのまちづくり事業】◇ 市民活動団体が自主的かつ主体的に行う公益的な事業に要する経費の一部を補助し、市民活動の活性化及び自立を促進します。 * 市民協働推進課【市民活動支援補助事業】

【事業・活動】

② 地域活動、ボランティア活動の担い手育成

地域活動やボランティア活動の参加者が固定されていたり、若い世代の参加が少ないなどの問題が、活動の担い手不足につながっています。

様々な地域活動やボランティア活動へ多くの市民が参加し、次世代のリーダーや後継者といった人材の育成につなげることが必要です。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 役員になるときは、「お互い様」の意識で、無理のない範囲で引き受けます。◇ 継続的に参加しているボランティア活動では、活動全体への配慮や協力を行います。◇ 活動参加者同士で声を掛け合って仲間づくりに取り組み、できることを役割分担しながら次の活動へつなげていきます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 市民が「福祉」に興味を持ち、自主的にボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の情報提供や養成活動などを充実します。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域活動やボランティア活動の充実・持続のためのリーダーや後継者を育成する活動を支援します。 * 社会福祉課【福祉ボランティアのまちづくり事業】

【取組の方向】

(3) 協働で地域を支える基盤づくり

地域福祉の推進にあたっては、お互いを思いやる心を持ち、共に支え合う地域主体の取組が重要です。市民アンケート調査においても、行政と協働して取り組むべきだと考える人が多くなっています。

地域住民による地域の課題に対する問題意識の共有や、地域のまちづくりや市民活動への主体的な参加を促すことにより、住民の自治意識の向上を目指します。

市民の声

- ◇ 共働きのため、時間的に余裕がない
- ◇ 賃貸から戸建になり、地域の活動を具体的に知る機会が増えたので、地域住民の1人として自分にできることを考えていきたい
- ◇ 強制的に参加してもらってもできない難しさ
- ◇ 大学を卒業したばかりの社会人1年目だが、若者の視点を取り入れてまちづくりに参画することができるのであれば参加したいと思っている
- ◇ まずは基本的な内容となる基礎づくりの為の指導や話し合いを実施する事からスタートする
- ◇ 地域活動に対する考えが変化し、地域の為に社会の為に行う行動が減少し、自分の為だけの身勝手な行動が多く見受けられる社会に移行中と見受けられる

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28)	目標値 (H33)
まちづくりの話し合いにぜひ参加したい、できれば参加したい人の割合 (市民アンケート調査より)	35.3%	38.9%	43%
とす市民活動センター利用者数 ※H27年度実績 (目標値はH32)	—	14,551人	17,500人

*利用者数の目標値は総合計画による

【事業・活動】

① 市民による福祉のまちづくり促進

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の一員としての自覚を持ち、地域の話し合いの場に積極的に参加します。 ◇ 地域に貢献するために、できることをできる範囲で行います。 ◇ 現在行っているまちづくりのための取り組みについて、地域の人たちへの周知を行います。 ◇ 地域のまちづくり活動に対して関心のない人たちや参加しづらさを感じている人たちに対して、普段からのコミュニケーションを図りながら、できる範囲で気軽にまちづくり活動に参加していただけるよう働きかけます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地区社会福祉協議会を核として、地域とともに福祉のまちづくりを推進します。 ◇ 社会福祉大会において、社会福祉に功労のあった方を表彰し、功績をたたえ、社会福祉事業の振興発展に努めます。 ◇ 赤い羽根共同募金は、市民の地域福祉に関する活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」であり、募金活動を推進します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域におけるまちづくり活動を推進していくため、各地区に設置されたまちづくり推進協議会との連携を図るとともに、同協議会の取組を支援します。 <li style="padding-left: 20px;">* 市民協働推進課【まちづくり推進協議会運営支援事業】 ◇ 市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民活動への参加啓発、市民活動団体育成・支援、様々な市民活動の情報発信等を行うとす市民活動センターの機能充実を図ります。 <li style="padding-left: 20px;">* 市民協働推進課【とす市民活動センター運営事業】

基本目標2 安心安全に暮らす

～誰もが安全安心に暮らす福祉のまちをつくろう～

めざす地域福祉の姿

地域で暮らす人が、年齢や性別、障害の有無に関係なく、いきいきと暮らしています。

【取組の方向】

(1) 安心して安全に生活できる環境づくり

誰もが住み慣れた家庭や地域でいきいきと生活し、自由に社会参加できるようにするためには、まず一人ひとりが健康であることが大切です。そして、地域社会におけるノーマライゼーションを推進するためには、参加する本人や家族のご意見を聞き、実際の運営に携わってもらい、当事者の声を反映させ、誰もが安心して気軽に外出できるようなユニバーサルデザインの環境をつくり、誰もが行事などに参加しやすいような配慮や人的支援も必要です。特に公共施設については、災害時の避難場所として活用されることも考慮し検討します。

誰もが健康で安心して生活し、社会参加できるようバリアフリー化を推進するとともに、市民一人ひとりが、「思いやり」や「いたわり」の気持ちといった「心のバリアフリー」を醸成し、地域福祉の推進を図ります。

市民の声

- ◇ マイレージ、健康診査やがん検診などの広報を促進する
- ◇ とすっこ体操を毎週実施する事によってお互いの健康管理、生活状況、近隣の問題の収集ができ、そこでの雑談から今度は何をしようと参加意欲が高揚する
- ◇ 行政が、障害のある人々が自立できるように道路の整備、職業訓練、語り合える場の提供などをすすめ、地域住民が、交流・理解などの市民レベルでできることをがんばり、うまく支えあえるようになる
- ◇ 元気な60歳以上の方が働ける職場が確保できる地域であってほしい
- ◇ まちづくり推進センターでの色々な勉強会に誘いたいが、自家用車と一緒に乗せていく以外に移動手段がない（事故も心配）
- ◇ 通学路の道幅が狭く、接触事故の心配がある（車が通ると自転車が側溝に落ちそうになる）
- ◇ 高齢者でも簡単に行政手続や、買い物配送サービス等が利用できるよう、また、安否の確認も簡単に行なえるよう、デジタル端末の充実と活用が不可欠である

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28)	目標値 (H33)
鳥栖市をいつまでも生きがいを持って健康に生活できるまちにしたいと思っている人の割合 (市民アンケート調査より)	44.8%	48.2%	52%
介護予防教室事業参加者数 ※H26 年度実績 (目標値は H32)	—	3,290 人	6,350 人

*参加者数の目標値は総合計画による

【事業・活動】

① 健康づくりの啓発・促進

子どもから高齢者まで生涯にわたって健やかな人生を送るためには、一人ひとりが生活習慣への関心を深め、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組むことが大切です。健康づくり教室やスポーツ活動、生涯学習の機会などを活用し、健康づくりの促進を図ります。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">◇ 健康で生活していくために、病気等にならないための予防意識を持ち、定期的に必ず健診を受けます。◇ まちづくり推進センターで行われている講話や講座に、昼間一人きりの高齢者の方を誘い合って参加します。◇ 地区での集会等を利用して、福祉や健康問題についての研修を行います。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 「ふれあい・いきいきサロン」、「ふまねっと運動」などを通じて健康づくりに取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">◇ うららトス 21 プランを推進し、健康づくりの啓発促進を行うために、健康づくりをポイント化できる健康マイレージ事業に取り組みます。<ul style="list-style-type: none">* 健康増進課【うらら健康マイレージクラブ事業】◇ 生活習慣病に主眼を置いた健康診査及び健診結果に基づく保健指導等を実施します。また、市民を対象にがん検診、健康相談、訪問指導を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を早期発見・早期治療につなげて、重症化予防を図ります。<ul style="list-style-type: none">* 健康増進課【健康増進事業】、国保年金課◇ 65 歳以上の高齢者の方を対象に、介護が必要となる状態を予防することを目的とした運動や講話などを行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【介護予防事業】◇ 誰もが気軽にできる生涯スポーツの普及を行い、健康づくりの普及に努めます。<ul style="list-style-type: none">* スポーツ振興課【各種教室・大会開催事業】

【事業・活動】

② 社会参加への支援

障害のある人や高齢者の地域社会での社会参加を促すために、移動手手段の確保やコミュニケーションの支援などを充実させる必要があります。

誰もが地域社会でいきいきと生活し、気軽に社会参加できるように「心のバリアフリー」を進めるとともに、社会参加の支援を行います。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">◇ 日頃から、地域の障害のある人や高齢者と近所付き合いで良好な関係をつくり、行事や交流の機会などへ参加してもらえるように呼びかけを行います。◇ 定年後は、シルバー人材センターや老人クラブでの活動に参加します。◇ 手話通訳、要約筆記など、障害のある人を支援するボランティア養成講座に参加します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害のある人などの社会参加を支援するために、身体障害者福祉センターの各種講座の充実を図り、また、手話通訳や要約筆記などのボランティアの養成を図ります。
行 政	<ul style="list-style-type: none">◇ 高齢者の社会参加を支援するため、75 歳以上の高齢者を対象に路線バスやミニバスを利用できる高齢者福祉乗車券による助成を行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【高齢者福祉乗車券事業】◇ 手話通訳者や要約筆記者の派遣及び設置を行い、聴覚障害者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にします。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【コミュニケーション支援事業】◇ シルバー人材センター及び老人クラブ活動を支援し、高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【シルバー人材センター及び老人クラブ活動補助事業】◇ 地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【地域活動支援センター事業】

【事業・活動】

③ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

高齢者や障害のある人だけでなく、子どもや妊婦など、誰もが安心して外出できる環境は、社会参加を促すためにも重要なことです。そのためには、ユニバーサルデザインの考え方が必要です。公共施設、道路、公共交通機関などは特にその必要性が高いといえます。

これまでも公共施設等へのバリアフリーが進められてきましたが、ユニバーサル社会の実現に向けて、さらに拡げていく必要があるため、公共施設の駐車場スペースやトイレのバリアフリーを促進していきます。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 障害のある人などの専用トイレや駐車スペースが設置されている主旨を理解し、マナーを守ります。◇ 日頃から、車や自転車を運転する際は、歩行者に注意し、交通安全に努めます。◇ 地域の道路などの危険箇所がある場合は、行政や地域活動をされている人にすぐに報告します。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 広報活動を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 公共施設等において、段差の緩和や手すりの設置などを行います。また、県が策定している「佐賀ユニバーサルデザイン推進指針2015」に基づき、駐車スペースやトイレなど、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備に努めます。<ul style="list-style-type: none">* 関係各課◇ 市営住宅のバリアフリー化に向けた改修に努めます。<ul style="list-style-type: none">* 建設課【市営住宅ストック改善事業】◇ 日常生活の基盤となる生活道路について、歩行者や自転車通行の安全確保を第一に、快適に移動できる道路として必要な整備を行います。<ul style="list-style-type: none">* 建設課【道路新設改良事業】

【取組の方向】

（２）災害時や緊急時の支援体制づくり

近年、日本各地で発生している地震や洪水の影響で、防災意識が高まっています。大規模な災害の時には、自分の身は自分で守る「自助」が最も大切ですが、公的な救助支援「公助」がとどくまでは、地域住民全体でお互いに助け合う「共助」が大変重要になってきます。本市でも、すでにいくつかの地区で自主防災組織が立ち上がっていますが、今後も災害に備えた取組の推進を図ります。

また、地域の中の、障害のある人や高齢者など、自力で避難ができない人や移動に支援を要する人については、要支援者の必要な情報を集めた「避難行動要支援者名簿」を有効に活用し、行政や関係機関、地域による、支援の体制の充実が求められています。

市民の声

- ◇ 地域での災害時や緊急時の対応に不安がある
- ◇ 連絡体制を作成し、畳の上の水練にならないように定期的な演習を行う
- ◇ 熊本地震のような大きな災害の際には、地区ごとにどこに避難するのかを示してほしい
- ◇ 台風や地震時の被害の確認方法や災害時の対策について事前に話し合っておく
- ◇ 懇親会や決算報告等で集まった時に避難場所の確認や、まず何をすべきかを教え合ったりする
- ◇ 鳥栖市は安全な地域であると思っている住民が多い
- ◇ 災害の報道等を見たり聞いたりすると、自分の町はどうなっているか検討しなければならないが、なかなか現実性がない
- ◇ 少なくとも隣保班内については、情報を確認しておく
- ◇ 災害時や緊急時の支援には、地域全体が参加する（分かりやすい講演や指導が必要）
- ◇ 緊急時の支援体制づくりがまだ不十分なので、ネットワークに参加していないひとり暮らしの高齢者の把握を急がねばと思っている
- ◇ 災害、緊急時の支援体制として、近所の病院、工場に避難場所としてお借りすることをお願いしている
- ◇ 災害や緊急時の支援体制は、行政や専門家による地域への踏み込んだ支援・指導が必要である（行動マニュアルの作成）
- ◇ 災害時の障害者や独居高齢者等の避難方法を作っておく

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28) 【前回目標値】	目標値 (H33)
災害時の避難場所を知っている市民の割合 (市民アンケート調査より)	42.9%	65.5% 【50.0%】	90%

【事業・活動】

① 地域の防災力向上

災害時や緊急時へ備えるためには、一人ひとりが日頃から、防災に関する意識を高めるとともに、地域の各種組織・団体が連携を図り、地域全体の支援のネットワークづくりを行うなど、地域の防災力の向上を推進します。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 日頃の近所づきあいを通じて、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係をつくります。◇ 家庭内において、非常用品の準備、避難場所や避難経路の確認など防災意識の向上に努めます。◇ 地域に密着した防災マップの作成に努め、災害時や緊急時に備えます。◇ 災害時の避難場所を校区単位だけでなく、身近な町区での設置に努めます。◇ 防災意識の向上を図るとともに、災害に備えるため、地域で防災訓練を行います。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 急病人や幼児に対する応急処置の普及、防災や健康生活の啓発を進めるため、日本赤十字社と連携し、講習会の開催を推進します。◇ 災害ボランティアセンターについて、先進地の状況等を調査研究し、運営に関するノウハウの習得に取り組みます。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 防災に関する情報（災害の特徴や事前の備え、避難所の場所、各町区での防災訓練の取組み）などを市報やホームページなどで広く周知する事に努め、市民の災害に対する意識の啓発を図ります。<ul style="list-style-type: none">* 総務課◇ 自主防災組織の結成促進及び自主防災訓練への支援を行い、組織活動の活性化を図ります。<ul style="list-style-type: none">* 総務課【自主防災組織の支援事業】

【事業・活動】

② 災害弱者の支援体制づくり

地域住民の中には、障害のある人や高齢者でなくとも、災害時や緊急時の避難に不安を感じている人や、一人では避難できない人もみられます。このような人たちの災害時要支援者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者名簿の有効活用など、災害時や緊急時における避難支援体制の充実が求められています。

また、要支援者の避難支援などに必要な個人情報については、個人情報保護条例等に基づき、適切な取り扱いに努めるとともに、当事者や関係機関と協議を行い、ルールに沿って情報の共有化について検討します。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">◇ 日頃の近所づきあいを通じて、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係をつくります。◇ 避難時に特別な支援が必要な家族がいる場合は、素早く対応してもらうために、事前に情報をまとめておきます。◇ 災害時に自力での避難が困難な人の情報を地域で共有し、地域全体で災害時に対応できる体制をつくります。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 日頃のネットワークの見守り活動を活かし、災害時や緊急時の地域での支援体制の充実に取り組みます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">◇ 新規の要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿登録者の更新を行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【避難行動要支援者名簿更新事業】◇ 災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障害のある方などの受け入れ先として、民間福祉施設を指定できるよう施設側と協議します。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課◇ 避難行動要支援者名簿登録者の個別計画（災害弱者等の支援体制の構築）について、地域住民の協力を得ながら検討します。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課

基本目標3 地域で支えあう

～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～

めざす地域福祉の姿

高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が、地域の中で見守られながら、必要な福祉サービスを利用して安心して暮らしています。

【取組の方向】

(1) 福祉サービス等の利用促進

福祉情報や福祉サービスに関する情報が必要とする人に確実に届くことは、地域で暮らしていく上での安心につながっています。福祉サービスに関する情報などについて、今後もよりわかりやすい広報活動の充実やホームページでの情報発信を行うとともに、地域での情報交換、情報共有による福祉サービス等の利用促進を図ります。

市民の声

- ◇ 福祉サービスの制度が複雑でわかりにくい
- ◇ 情報提供の手段として広報紙等を活用されているが、高齢者は読むのが苦手な人が多い
- ◇ 高齢になると、福祉サービスの情報を回覧等で確認しても、すぐに記憶が薄れてしまうので、情報提供の回数を増やすことも必要である
- ◇ 市報や、回覧板等を見ていない人や、アパートなどで町区の自治会に加入していない人でも入手できる福祉サービスの広報をしてほしい
- ◇ 福祉サービスの情報量が多いため、必要とする時に必要な情報を取得すればよいと思って、日常の情報をスルーしている（情報提供に無関心）
- ◇ 高齢者が集まる時などに、日頃から福祉サービスの情報を伝える事が大事である
- ◇ まちづくり推進協議会主催のイベントに誘う（回覧板等は余り見ていない）
- ◇ 地区の役員や民生委員・児童委員が、日常的に地区の会議や行事に参加して、地区の人々と情報を共有する

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28) 【前回目標値】	目標値 (H33)
福祉サービスの情報が入手できている 市民の割合 (市民アンケート調査より)	19.2%	22.8% 【25.0%】	40%

【事業・活動】

① 情報の提供方法の適正化

いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのような福祉サービスを利用できるのかを知っておくことは大切です。

今後も、さらなる広報活動の充実やホームページでの情報発信を行うとともに、誰もがわかりやすい情報提供を目指します。

また、市民への直接の説明の機会である出前講座等について、広く市民の地域福祉や福祉サービス等の理解を促進するため、開催の充実や内容の検討をしていきます。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	◇ 広報紙、回覧板、パンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。
団体	◇ 制度や福祉サービス等の情報を発信するパンフレット等の内容を充実させます。
市社会福祉協議会	◇ 広報紙などで分かりやすく各種福祉事業を紹介します。
行政	◇ 福祉サービスについての情報を、市報や本市ホームページ、出前講座等を通じてわかりやすく提供します。 * 関係各課

【事業・活動】

② 情報共有、情報交換の推進

行政などが提供している福祉サービスなどの情報を十分に入手できているという人が少ないのが現状です。そこで、地域の集まりや近所付き合いの際に話題にして、情報交換や情報共有を推進することにより、必要な福祉サービス情報の入手や地域での交流を深めることにつなげていきます。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	◇ 「ふれあい・いきいきサロン」など地域の集まりに積極的に参加して、福祉サービスの情報収集を行います。 ◇ 日頃から近所の人たちと顔を合わせるようにして、お互いに情報の交換を行います。
団体	◇ 関係機関と連携しながら、講座や説明会等に参加し、積極的に福祉サービスに関する情報提供を行います。
市社会福祉協議会	◇ 「ふれあい・いきいきサロン」など地域の集まりを利用して、情報提供を行い、共有・交換を図ります。

【取組の方向】

(2) 問題を早期発見・早期解決できる相談体制の充実

少子高齢化の進展、家庭機能の低下、地域社会のつながりの希薄化などを背景に、地域の福祉課題は行政だけの解決が難しくなっており、身近な問題を地域で解決する仕組みづくりが必要とされています。

地域において、連携を強化し、様々な問題を抱える人を早期に発見できる見守り体制の充実を目指します。また、本市では、各分野における相談窓口を設置し、対応を行っていますが、「どこに相談したらよいのかわからない」といった声もあります。各窓口の周知を行うだけでなく、より身近に相談できる窓口としての充実を図ります。

市民の声

- ◇ 高齢者の見守りはお互いの信頼関係がないとできない
- ◇ 県営住宅など、集合住宅がある地区では、問題の早期発見・早期解決につなげる事が難しいと思う
- ◇ 地域の問題の早期発見には隣保班で取り組むことが一番だと思う
- ◇ 隣近所が仕事をされていると、日頃の関わりが少ない
- ◇ 高齢者、独居高齢者等へは、主に民生委員・児童委員やネットワーク協力者の方々が対応されていて、その負担が大きくなっている
- ◇ ひとり暮らしの高齢者は益々増えていくので、隣同士の見守りが重要になってくると思う
- ◇ 早期に発見したいが、プライバシー保護等で情報が掴めない（行政の中でも横のつながりが出来ていない）
- ◇ 知り得た隣近所の情報（問題）は区長さん民生委員・児童委員さんに相談する
- ◇ 独居高齢者等を対象にした「ふれあいネットワーク事業」を嫌がる高齢者については、早期発見の一助として、宅配業者（宅配、新聞、牛乳等）の協力を得られる体制づくりをしてほしい
- ◇ 民生委員・児童委員に相談できる環境を作る（民生委員・児童委員に何を相談、話していいのかわからない）
- ◇ 呼びかけに答えられない人や本当に支援が必要なのに相談しない人に対して、日頃の行政の働きかけが大切である
- ◇ 地域包括支援センターの周知不足により、どんな相談が出来るのかわからない人が多い

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28) 【前回目標値】	目標値 (H33)
困っているときに相談したり、助けあったりするなど、ご近所と親しくお付き合いしている市民の割合 (市民アンケート調査より)	17.1%	20.9% 【30.0%】	25%
ふれあいネットワーク協力者数 ※H27 年度実績 (目標値は H32)	—	966 人	1,100 人

* 協力者数の目標値は総合計画による

【事業・活動】

① 見守り体制の整備

地域における様々な問題は、早期発見と適切な対応により、早期解決につなげていくことが求められます。その中で重要となるのが、身近な見守り活動です。本市においては、様々な組織、団体による地域での見守り活動が行われています。地域の組織、団体がそれぞれの機能を活かし、協力しながら活動を拡大・充実し、見守り体制を充実することが必要です。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 回覧板や配布物等の回覧時に声かけを行うなど、日頃から隣近所での見守りを行います。◇ 地域で行っている見守り活動の趣旨を理解し、できる範囲で協力するよう努めます。◇ 子どもの登下校時などに声かけを行って、地域で見守ることにより、問題の早期発見に努めます。
団体	<ul style="list-style-type: none">◇ 福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な機関につなげていきます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域と連携しながら、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活状況を把握し、孤独感の解消と日常生活の安全を確保する「ふれあいネットワーク活動」の充実を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ ひとり暮らし高齢者などで常時注意を要する人に緊急通報システムを設置し、緊急時の連絡手段を確保します。 * 社会福祉課【緊急通報システム事業】◇ 「こども110番の家」を推進し、子ども達を犯罪から守ります。 * 学校教育課◇ 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域で活動する団体などが協力し、見守り活動が行えるよう支援します。 * 社会福祉課◇ 安心して出産育児ができるよう、保健師や助産師、母子保健推進員による訪問活動を行います。 * 健康増進課

【事業・活動】

② 相談体制の充実

地域で問題が起きたときに、いつでも気軽に相談できる窓口が身近にあることは、問題の早期解決にもつながり、私たちが安心して地域で暮らしていく上で、とても大切なことです。

本市では、各種窓口を設置し、相談支援を行っています。また、民生委員・児童委員をはじめとし、各種相談員などが地域での身近な相談窓口として活動を行っています。

今後も既存の相談窓口や相談員等を十分に活用しながら、より幅広い相談に応じられるような相談体制の充実を目指します。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
市 民	<ul style="list-style-type: none">◇ 日頃の近所づきあいを深め、お互いに相談できる関係を築きます。◇ 地域包括支援センターなどの悩みを聞いてくれるところについて、周囲の人たちとの情報共有に努めます。◇ 地域の中で、支援が必要な人を発見したとき、適切に行政機関へ相談し、早期解決に結びつけます。
団 体	<ul style="list-style-type: none">◇ 福祉サービスに関する相談支援を行います。◇ 地域包括支援センターと連携し、高齢者の総合的な相談支援体制の充実を図ります。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などそれぞれの市民からの相談に応じ、適切な対応を行います。◇ 新たに社会問題化する事案の把握に努め、相談体制を整えます。
行 政	<ul style="list-style-type: none">◇ 地域の身近なところで活動している民生委員・児童委員の仕事内容や委員の周知を行い、市民が相談しやすい環境を整えます。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課◇ 地域包括支援センターを活用して、高齢者への総合的な相談支援を行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【地域包括支援センター事業】◇ 障害のある人の保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。<ul style="list-style-type: none">* 社会福祉課【相談支援事業】◇ 助産師・保健師・管理栄養士が、妊婦や乳幼児のいる保護者に対して育児相談を実施し、子育ての悩みや不安の解消を図ります。<ul style="list-style-type: none">* 健康増進課【育児相談】

<p style="text-align: center;">行 政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 多種多様な消費者トラブルに対し、専門の消費生活相談員を相談窓とし、被害者救済のため斡旋交渉などを行います。 <ul style="list-style-type: none"> * 市民協働推進課【消費生活センター事業】 ◇ 相談業務については、行政相談、人権相談、心配ごと相談、暮らしの事務相談及び弁護士や司法書士による法律相談など市民の多種多様な相談に応じられる体制を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> * 市民協働推進課 ◇ 生活困窮者に対する自立支援のため、相談支援員と就労支援員を配置し、関係機関と連携し情報提供や助言を行います。 <ul style="list-style-type: none"> * 社会福祉課【生活困窮者自立支援相談事業】
--	---

【取組の方向】

（３）安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

要支援者の抱える問題は複雑多様化し、行政機関のみや単独の福祉団体による福祉サービスだけでは対応が難しくなっています。誰もが安心して自分に必要な福祉サービスを受けられるよう、地域住民や各種団体、適切な専門機関や行政が連携していくことが重要になってきています。また、福祉サービスが必要であるにも関わらず、適切な福祉サービスを受けることができない人も見受けられます。特に、認知症高齢者や障害のある人の中には、判断能力が不十分な人もいます。これらの人々の権利を守るとともに、自らの意思と判断に基づき適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進します。

市民の声

- ◇ 地域包括支援センターの機能、内容等をもっとアピールする
- ◇ だれもが気軽に相談出来る体制を作り、相談されたら皆に公言する事なくすみやかに対処してほしい
- ◇ 地域包括支援センターが積極的で良く相談にも応じてくれるので良いと思う
- ◇ 地域包括支援センター見学会での説明や専任医師の話を聞いて、保健や医療に関することについては、地域包括支援センターに相談に行くのがよいと強く思った
- ◇ 行政及び各機関との連携で共有している情報は、民生委員・児童委員にも可能な範囲でいいので提供してほしい
- ◇ 地域包括支援センターを中心に現在検討を進めている地域包括ケアシステムの早期確立を望む
- ◇ 地域包括支援センターで子供や障害者も相談できるのか

【取組の方向】の指標

(年 度)

指 標	前回 (H23)	現在 (H28)	目標値 (H33)
これからの福祉は、行政と市民が協力し支えあう仕組みづくりをすべきと思っている人の割合 (市民アンケート調査より)	74.2%	72.6%	74%
地域ケア会議	—	23回	35回

*回数の目標値は総合計画による

【事業・活動】

① 要支援者への支援体制の充実

一人ひとりに応じた適切なサービスを包括的に提供できる環境の整備に努めます。

役割分担と取組の内容

役割分担	取組の内容
団 体	◇ 要支援者の要望に応えられる体制を整え、他の関係機関等と連携を取りながら支援を行います。
市社会福祉協議会	◇ 要支援者を対象としたケア会議等に参加し、要支援者の状況把握に努め、適切な支援を行います。 ◇ 新たな支援が必要なケースにおいて、支援策を検討し、支援体制の充実を図ります。
行 政	◇ 保健師、管理栄養士などの専門職が、関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。 * 健康増進課 ◇ 高齢者へ総合的・包括的な在宅支援サービスを提供するための体制の充実を図ります。 * 社会福祉課【地域包括支援センター事業】 ◇ 地域自立支援協議会の運営を通じ地域の関係機関との連携により、ネットワーク構築を図ります。 * 社会福祉課 ◇ 生活保護制度の適切な実施に努めるとともに、各種手当等の実施及び制度の周知を図ります。 * 社会福祉課 ◇ 関係機関による子育て支援関係の連携に努めます。 * こども育成課 ◇ 各分野にまたがる課題の解決のために、情報共有や連携を密にし対応を行う体制を作ります。 * 関係各課 ◇ 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及びDV（ドメスティックバイオレンス）に関しては、市に寄せられた情報に対して迅速な実態把握に努め、関係機関と連携し適切に対処します。 * 関係各課

【事業・活動】

② 権利擁護の推進

福祉サービスを必要とする人が自らで判断して利用することができるよう、利用者の立場に立った、適切な支援を行う必要があります。特に、判断力に不安がある高齢者や障害のある人に対しては、日常生活に必要な諸手続きに関わる支援などとともに、福祉サービスの活用にあたり利用者が不利益を被ることがないように、援助支援を図っていきます。

役割分担と取組の内容

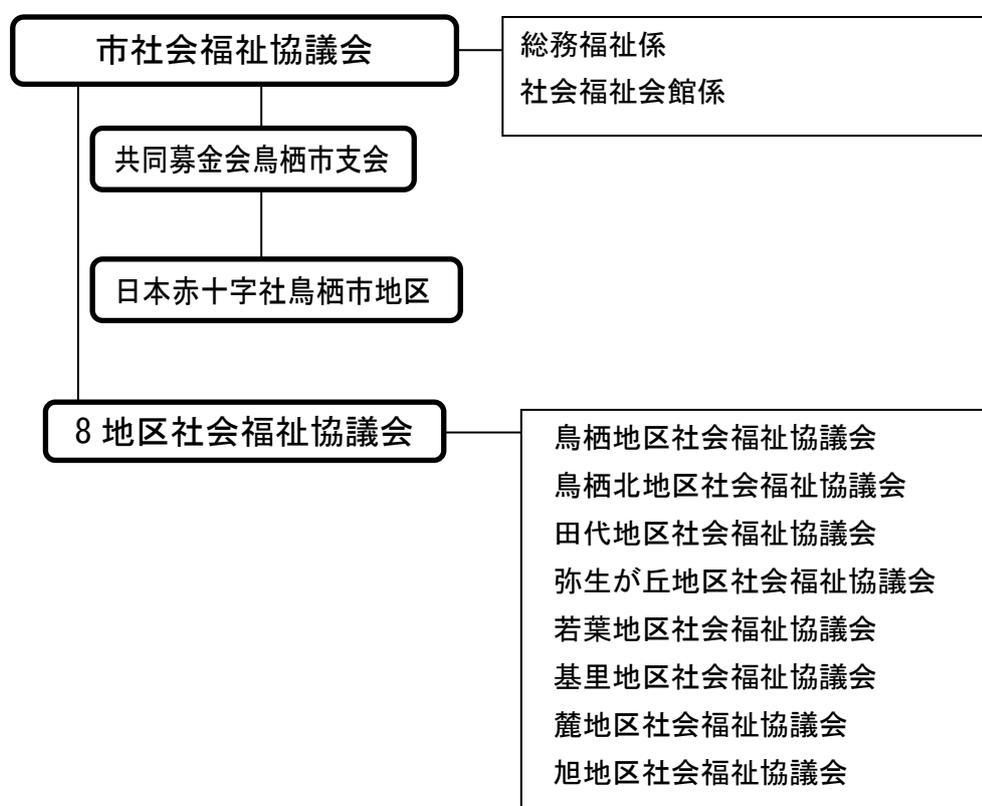
役割分担	取組の内容
市民	<ul style="list-style-type: none">◇ 不適切な福祉サービスの提供がみられた場合、速やかに本市担当窓口や関係団体等へ情報の提供を行います。◇ 身近な地域で、判断力に不安がある市民に対して、手助けを行ったり、行政機関へつなげていきます。◇ 地域住民を支援するときに、入手した個人情報を適切に取り扱います。
団体	<ul style="list-style-type: none">◇ 福祉サービス利用者の個人情報の取り扱いやプライバシーに十分注意をはらいます。
市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">◇ 個人情報の取り扱いに関しては目的外使用を禁止し、個人情報保護を徹底します。◇ 福祉サービス利用援助事業を通して、日常生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある人に対して、日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行います。
行政	<ul style="list-style-type: none">◇ 判断能力が不十分な成年者を不利益から守るための成年後見制度の周知を図り、権利擁護に努めます。 <p>* 社会福祉課</p>

第6章 地域福祉活動計画

1 鳥栖市社会福祉協議会の概要

市社会福祉協議会は、昭和34年に本市の社会福祉事業における市民活動の強化を図るための組織として設立されました。昭和43年には社会福祉法人の認可を受け、地域福祉推進の中核として、多くの市民の方々や関係団体からの協力を得て、各種福祉事業を実施しています。

また、市内8地区に地区社会福祉協議会が設置され、市社会福祉協議会と連携し、市民の身近な地区で地域福祉活動を実施しています。



2 鳥栖市社会福祉協議会における事業

《地域福祉活動事業》

区 分	主な取組
企画広報事業	1. 社協だより及びホームページの充実 2. 鳥栖市社会福祉大会の開催
児童福祉事業	1. 関係団体の活動支援 2. 児童遊園遊具の助成
障害者福祉事業	1. 関係団体の活動支援
高齢者福祉事業	1. 関係団体の活動支援 2. 一人暮らし老人会食会の助成
一般福祉事業	1. 歳末たすけあい配分金事業の実施 2. 被災（住宅火災）世帯への支援 3. 関係団体の活動支援
ふれあいのまちづくり事業	1. 地区社会福祉協議会における各種事業 2. ふれあい・いきいきサロンの推進 3. 日本赤十字社各種講習会の開催
ボランティア事業	1. 関係団体の活動支援 2. ボランティアセンターの運営 3. ボランティア養成講座の開催 4. ふれあい広場の開催 5. ふれあいスクールの開催 6. 中学生ボランティア体験スクールの開催 7. ボランティア活動保険等加入手続き 8. ふれあい通信の配布 9. 市内小・中学校の総合的な学習への協力 10. 災害ボランティアセンターの運営
福祉バス事業	1. 福祉バス事業の運営
心配ごと相談事業	1. 心配ごと相談の実施

《社協資金貸付事業》

区 分	主な取組
社協資金貸付事業	1. 社協資金貸付事業の運営

《県社協受託事業》

区 分	主な取組
生活福祉資金貸付事業	1. 生活福祉資金貸付に関する相談及び申請書類の受付
福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業	1. 福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援

《市受託事業》

区 分	主な取組
ふれあいネットワーク事業	1. ふれあいネットワーク事業の運営
ふまねっと運動事業	1. ふまねっと運動の推進
高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業	1. 高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営
身障者福祉センター運営事業	1. 身体障害者福祉センターの運営
児童センター運営事業	1. 児童センターの運営
ファミリー・サポート・センター運営事業	1. ファミリー・サポート・センターの運営

《共同募金会事業及び日本赤十字社事業》

区 分	主な取組
共同募金会事業	1. 共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動の推進 2. 被災世帯への支援
日本赤十字社事業	1. 社費の募集 2. 講習会開催の推進 3. 被災世帯への支援 4. 災害義援金、災害救援金の募集

《地区社会福祉協議会における主な取組》

- 地域福祉計画及び活動計画の推進
- ふれあいネットワーク活動の推進
- ふれあい・いきいきサロンの推進
- ふれあい会食会の開催
- 日本赤十字社講習会の開催
- 子どもとのふれあいグラウンド・ゴルフ教室開催
- 広報紙の発行

3 基本目標に向けての実施事業

市社会福祉協議会では、地域福祉推進のための地域のコーディネーターとしての役割を發揮し、市民やボランティア団体、福祉サービス事業者等の民間の団体と協力しながら、本計画における各基本目標に向けて、以下の事業に取り組みます。

また、地区社会福祉協議会では、まちづくり推進協議会との連携強化を推進します。

現在、まちづくり推進協議会へは、地区社会福祉協議会も構成団体として参加しており、他の団体との連携を図り、地域課題の解決を図っています。

今後も、各地区社会福祉協議会の事業がより効果的な事業となるよう、まちづくり推進協議会において、他の団体との情報共有を積極的に図り、相互理解をより深め、協働を推進します。

基本目標1 みんなが参加する

～市民一人ひとりが参加する福祉のまちをつくろう～

(1) ふれあい・交流機会の拡充

①相互理解の促進

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ふれあい広場や地区社会福祉協議会における事業など交流の場を充実し、相互理解を促進します。 ◇ 小・中学生のころから福祉への理解を推進するために、ふれあいスクールなどを開催します。
主な事業	ふれあいのまちづくり事業
	地区社会福祉協議会における各種事業
	ボランティア事業
	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい広場の開催 ふれあいスクールの開催 中学生ボランティア体験スクールの開催 市内小・中学校の総合的な学習への協力
	身体障害者福祉センター運営事業
	身体障害者福祉センターの運営

②地域の行事やイベントの活性化

取組の内容	◇ 各種団体と連携しながら、地域における交流の場の活性化を図り、地域の連帯感を醸成します。
主な事業	高齢者福祉事業 一人暮らし老人会食会の助成
	ふれあいのまちづくり事業 地区社会福祉協議会における各種事業（再掲） 「ふれあい・いきいきサロン」の推進
	ボランティア事業 ボランティアセンターの運営
	高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業 高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営
	児童センター事業 児童センター事業の運営

（２）地域活動やボランティア活動の充実

①地域活動、ボランティア活動の推進

取組の内容	◇ 地区社会福祉協議会を核として、「ふれあい・いきいきサロン」、高齢者のふれあい会食会などの開催を通して、地域活動を推進します。 ◇ ボランティアに関する情報提供や啓発を積極的に行い、地域住民が活動に参加しやすい環境をつくりまします。
主な事業	企画広報事業 「社協だより」及びホームページの充実
	ふれあいのまちづくり事業 地区社会福祉協議会における各種事業（再掲）
	ボランティア事業 ボランティアセンターの運営（再掲）

②地域活動、ボランティア活動の担い手育成

取組の内容	◇ 市民が「福祉」に興味を持ち、自主的にボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の情報提供や養成活動などを充実します。
主な事業	企画広報事業 「社協だより」及びホームページの充実（再掲）
	ボランティア事業 ボランティア養成講座の開催
	ふまねっと運動事業 ふまねっと運動の推進

(3) 協働で地域を支える基盤づくり

①市民による福祉のまちづくり促進

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地区社会福祉協議会を核として、地域とともに福祉のまちづくりを推進します。 ◇ 社会福祉大会において、社会福祉に功労のあった方を表彰し、功績をたたえ、社会福祉事業の振興発展に努めます。 ◇ 赤い羽根共同募金は、市民の地域福祉に関する活動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」であり、募金活動を推進します。
主な事業	企画広報事業
	「社協だより」及びホームページの充実（再掲） 鳥栖市社会福祉大会の開催
	ふれあいのまちづくり事業
	地区社会福祉協議会における各種事業（再掲）
主な事業	共同募金会事業
	共同募金運動及び歳末たすけあい運動の推進

基本目標2 安心安全に暮らす

～誰もが安全安心に暮らす福祉のまちをつくろう～

(1) 安心して安全に生活できる環境づくり

①健康づくりの啓発・促進

取組の内容	◇ 「ふれあい・いきいきサロン」、「ふまねっと運動」などを通じて健康づくりに取り組みます。
主な事業	ふれあいのまちづくり事業
	「ふれあい・いきいきサロン」の推進（再掲） 日本赤十字社各種講習会の開催
	ふまねっと運動事業
	ふまねっと運動事業の推進（再掲）

②社会参加への支援

取組の内容	◇ 障害のある方などの社会参加を支援するために、身体障害者福祉センターの各種講座の充実を図り、また、手話通訳や要約筆記などのボランティアの養成を図ります。
主な事業	ボランティア事業
	ボランティア養成講座の開催（再掲）
	身体障害者福祉センター運営事業
主な事業	身体障害者福祉センターの運営（再掲）

③ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

取組の内容	◇ 広報活動を通じて、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。
主な事業	企画広報事業
	「社協だより」及びホームページの充実（再掲）

（２）災害時や緊急時の支援体制づくり

①地域の防災力向上

取組の内容	◇ 急病人や幼児に対する応急処置の普及、防災や健康生活の啓発を進めるため、日本赤十字社と連携し、講習会の開催を推進します。 ◇ 災害ボランティアセンターについて、先進地の状況等を調査研究し、運営に関するノウハウの習得に取り組みます。
主な事業	ふれあいのまちづくり事業
	日本赤十字社各種講習会の開催（再掲）
	ボランティア事業
	災害ボランティアセンターの運営

②災害弱者の支援体制づくり

取組の内容	◇ 日頃のネットワークの見守り活動を活かし、災害時や緊急時の地域での支援体制の充実に取り組みます。
主な事業	ふれあいネットワーク事業
	ふれあいネットワーク事業の運営

基本目標3 地域で支えあう

～必要なサービスを受けられる福祉のまちをつくろう～

（１）福祉サービスの利用促進

①情報の提供方法の適正化

取組の内容	◇ 広報紙などで分かりやすく各種福祉事業を紹介します。
主な事業	企画広報事業
	「社協だより」及びホームページの充実（再掲）

②情報共有、情報交換の推進

取組の内容	◇ 「ふれあい・いきいきサロン」など地域の集まりを利用して、情報提供を行い、共有・交換を図ります。
主な事業	ふれあいのまちづくり事業
	「ふれあい・いきいきサロン」の推進（再掲）
	高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業
	高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営（再掲）

(2) 問題を早期発見・早期解決できる相談体制の充実

①見守り体制の整備

取組の内容	◇ 地域と連携しながら、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活状況を把握し、孤独感の解消と日常生活の安全を確保する「ふれあいネットワーク活動」の充実を図ります。
主な事業	ふれあいネットワーク事業
	ふれあいネットワーク事業の運営（再掲）

②相談体制の充実

取組の内容	◇ 児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などそれぞれの市民からの相談に応じ、適切な対応を行います。 ◇ 新たに社会問題化する事案の把握に努め、相談体制を整えます。
主な事業	心配ごと相談事業
	心配ごと相談の実施
	社協資金貸付及び生活福祉資金事業
	社協資金貸付事業の運営・生活福祉資金貸付事業に関する相談及び申請書類の受付
	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業
	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援
	身体障害者福祉センター運営事業
	身体障害者福祉センターの運営（再掲）
主な事業	ファミリー・サポート・センター運営事業
	ファミリー・サポート・センターの運営

(3) 安心して福祉サービスを受けられる環境の整備

①要支援者への支援体制の充実

取組の内容	◇ 要支援者を対象としたケア会議などに参加し、対象者の状況把握に努め、適切な支援を行います。 ◇ 新たな支援が必要なケースにおいて、支援策を検討し、支援体制を整えます。
主な事業	一般福祉事業
	子どもの貧困等生活困窮世帯への支援
	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業
	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援（再掲）
	ふれあいネットワーク事業
	ふれあいネットワーク事業の運営（再掲）

②権利擁護の推進

取組の内容	◇ 個人情報の取り扱いに関しては目的外使用を禁止し、個人情報保護を徹底します。 ◇ 福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業を通して、日常生活に不安をお持ちの高齢者や障害のある人に対して、日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行います。
主な事業	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業 福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援（再掲）

4 実施事業における今後の取組内容

各実施事業は、今後、本計画の目標に向け、次のように取り組みます。

各事業の実施にあたっては、市民や関係団体の協力を得ながら行いますが、市民の福祉への関心、特に若年層の関心を高めることが最も重要です。

また、座談会で出された地域の優先課題と密接に関係する実施事業については、その地域の優先課題を踏まえ、同じく目標に向けて活動される市民や関係団体の後押しとなる様、今後の取組内容を定めています。

なお、実施事業は、P60 からP61 に掲載している鳥栖市社会福祉協議会における事業の各事業及びその区分と主な取組の順により掲載しています。

《地域福祉活動事業》

企画広報事業

「社協だより」及びホームページの充実

取組の体系における事業・活動

- 1-(2)-① 地域活動、ボランティア活動の推進
- 1-(2)-② 地域活動、ボランティア活動の担い手育成
- 1-(3)-① 市民による福祉のまちづくり推進
- 2-(1)-③ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- 3-(1)-① 情報の提供方法の適正化

事業内容	「社協だより」を年4回発行し、各種福祉事業を掲載し、福祉への理解促進を図っています。 また、ホームページでは、最新情報の提供に努めています。
平成27年度取組状況	社協だより：1月・4月・7月・9月発行（全戸配布） ホームページ：最新情報掲載
座談会での地域の優先課題	◆ 若年層の福祉への理解が不十分。 ◆ 福祉活動をしている方の活動の周知が十分でない。 ◆ 福祉の制度を知らない。

【今後の取組内容】

- ◇ 「社協だより」に、地域活動、ボランティア活動の情報を掲載し、市民の福祉への関心を高めます。また、各種福祉事業をわかりやすい内容で掲載し、市民の福祉制度への理解を深めます。
- ◇ ホームページによる広報の充実を図り、若い世代の福祉への理解を促進します。

鳥栖市社会福祉大会の開催

取組の体系における事業・活動

1-(3)-① 市民による福祉のまちづくり推進

事業内容	地域福祉を推進するため、市内の福祉関係者が一堂に会し、福祉について理解を深めるとともに、本市の福祉の向上に尽くされた方々の表彰、福祉講演を行ってしています。
平成27年度取組状況	平成28年1月29日（金）開催 参加者数 249人
課題	◆ 福祉関係者のみならず、一般市民の参加に向けた取組が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 他の模範となり、永年にわたり活動を続けられた方など、福祉のまちづくりに貢献された個人や団体を称え、地域福祉のさらなる推進を図っていきます。
- ◇ 一般市民の参加を促すため、積極的に広報活動を行います。

高齢者福祉事業

一人暮らし老人会食会の助成

取組の体系における事業・活動

1-(1)-② 地域の行事やイベントの活性化

事業内容	日ごろ一人で食事をすることが多い65歳以上の一人暮らしの高齢者を対象とし、高齢者相互の交流親睦を深め、高齢者福祉の増進を図ることを目的に助成しています。
平成27年度取組状況	実施町区：46町区 参加者数：556人
課題	◆ 対象者数は年々増加傾向にありますが、参加者数は伸びていない状況です。また、地域では高齢者の居場所も求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 「ふれあい・いきいきサロン」等他の事業との整理を行い、事業内容の見直しを行います。

一般福祉事業

子どもの貧困等生活困窮世帯への支援

取組の体系における事業・活動

- 3-(3)-① 要支援者への支援体制の充実

【今後の取組内容】

- ◇ 食を通じた自立支援について、食料等の提供者の確保方法、支援対象者への提供方法等調査研究を行い、関係団体と調整し、平成 30 年度実施に向け取り組みます。

ふれあいのまちづくり事業

地区社会福祉協議会における各種事業

取組の体系における事業・活動

- 1-(1)-① 相互理解の促進
1-(1)-② 地域のイベントや行事の活性化
1-(2)-① 地域活動、ボランティア活動の推進
1-(3)-① 市民による福祉のまちづくり推進

事業内容	地区社会福祉協議会は、市内 8 地区において市民、関係団体等により設立されており、市民一人ひとりが住んでよかったと思える、思いやりのあるまちづくりを目指し、誰もが自分らしく安全に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。 各地区社会福祉協議会においては、ふれあいネットワーク、ふれあい会食会、子どもとのふれあいグラウンド・ゴルフ教室、ふれあいネットワーク活動協力者や「ふれあい・いきいきサロン」活動者の研修会、福祉講演会等を実施し、地域福祉への理解促進に努めています。
取組状況	P61 の地区社会福祉協議会における主な取組参照
課題	◆ 若い世代の参加者が少なく、より幅広い地域団体が参加しているまちづくり推進協議会との連携強化が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 子どもと高齢者の交流を深め、同じ地域の住民としての連帯感を強めます。
◇ 地域における福祉活動の一層の活性化と、担い手の拡大を図るため、まちづくり推進協議会内で、地区社会福祉協議会が実施している各種事業の情報提供、情報共有を促進し、市民一人ひとりの意識の高揚につなげます。
◇ 地区社会福祉協議会コーディネーター会議において、各地区の事業実施状況の共有化、先進地の状況の把握を行い、各種事業の活性化を図ります。

「ふれあい・いきいきサロン」の推進

取組の体系における事業・活動

- 1-(1)-② 地域のイベントや行事の活性化
- 2-(1)-① 健康づくりの啓発・促進
- 3-(1)-② 情報共有、情報交換の推進

事業内容	「ふれあい・いきいきサロン」は、ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民のボランティアなどが、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる事業です。また、参加者とボランティアが協働で企画し活動内容を決めるなど、交流を深めると同時に地域の介護予防の拠点として機能する活動であり、地区社会福祉協議会を通して支援しています。
平成 27 年度 取組状況	開催町区数：70 町区 開催回数：305 回
座談会での 地域の優先 課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰でも人と人との知り合う機会を求めている。しかし、お世話をする人が大変で、結果、成り手がいない。 ◆ まず、気軽に参加してもらうための、きっかけ作りが必要。 ◆ 近隣住民同士の関係が希薄である。 ◆ 引きこもりがちな高齢者の社会参加の促進。

【今後の取組内容】

- ◇ 「ふれあい・いきいきサロン」で活用できるレクリエーション等の講習会を開催し、「ふれあい・いきいきサロン」の活性化を図り、また、新たな協力者の養成を行います。
- ◇ 「ふれあい・いきいきサロン」で活用できる市社協所有の用具を周知し、積極的に貸出を行い、「ふれあい・いきいきサロン」の活性化を図ります。
- ◇ 出前講座の案内を行い、「ふれあい・いきいきサロン」参加者の役に立つ情報の共有を促進します。

日本赤十字社各種講習会の開催

取組の体系における事業・活動

2-(1)-① 健康づくりの啓発・促進

2-(2)-① 地域の防災力向上

<p>事業内容</p>	<p>地区社会福祉協議会において、健康で安全な生活を営むための環境を整えることを目的として、急病人や幼児に対する応急処置の普及、防災や健康生活の啓発を進めるため、日本赤十字社と連携し、講習会を開催しています。</p> <p>また、市社会福祉協議会では、町区において講習会を実施する場合の日本赤十字社との連絡調整を行うほか、災害食作りに使用する大釜の貸出も行っています。</p>																											
<p>平成 27 年度 取組状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>参加者数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥栖地区</td> <td>56 人</td> <td>災害食作り、講習、救急法</td> </tr> <tr> <td>鳥栖北地区</td> <td>42 人</td> <td>生活支援を含む救急法</td> </tr> <tr> <td>田代地区</td> <td>82 人</td> <td>災害時に活かせる赤十字講習</td> </tr> <tr> <td>弥生が丘地区</td> <td>35 人</td> <td>地域における高齢者支援</td> </tr> <tr> <td>若葉地区</td> <td>36 人</td> <td>地域における高齢者支援と認知症への理解</td> </tr> <tr> <td>基里地区</td> <td>70 人</td> <td>災害時に活かせる応急手当</td> </tr> <tr> <td>麓地区</td> <td>53 人</td> <td>健康生活支援</td> </tr> <tr> <td>旭地区</td> <td>48 人</td> <td>健康生活支援、地域における高齢者支援</td> </tr> </tbody> </table>	地区名	参加者数	内容	鳥栖地区	56 人	災害食作り、講習、救急法	鳥栖北地区	42 人	生活支援を含む救急法	田代地区	82 人	災害時に活かせる赤十字講習	弥生が丘地区	35 人	地域における高齢者支援	若葉地区	36 人	地域における高齢者支援と認知症への理解	基里地区	70 人	災害時に活かせる応急手当	麓地区	53 人	健康生活支援	旭地区	48 人	健康生活支援、地域における高齢者支援
地区名	参加者数	内容																										
鳥栖地区	56 人	災害食作り、講習、救急法																										
鳥栖北地区	42 人	生活支援を含む救急法																										
田代地区	82 人	災害時に活かせる赤十字講習																										
弥生が丘地区	35 人	地域における高齢者支援																										
若葉地区	36 人	地域における高齢者支援と認知症への理解																										
基里地区	70 人	災害時に活かせる応急手当																										
麓地区	53 人	健康生活支援																										
旭地区	48 人	健康生活支援、地域における高齢者支援																										
<p>座談会での 地域の優先 課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災意識の向上（講演・研修など） ◆ 防災訓練は実施しているが、足りない部分がある 																											

【今後の取組内容】

- ◇ 地区社会福祉協議会より、多くの地区団体が参加しているまちづくり推進協議会内で、本事業の情報共有を強化し、住民の参加を促進します。
- ◇ 災害時には隣近所の助けあいが重要であり、町区に対し、講習会の開催を働きかけ、防災意識等の啓発を町区とともに行います。

ボランティア事業

ボランティアセンターの運営

取組の体系における事業・活動

- 1-(1)-② 地域のイベントや行事の活性化
- 1-(2)-① 地域活動やボランティア活動の推進

事業内容	ボランティアセンターでは、地域でボランティアが主体的にいきいきと活動が進められるよう、次のような事業を実施しています。 ①相談・援助（ボランティアをしたい人と必要としている先との調整） ②養成・研修（ボランティアの普及・啓発のための研修及び講座の開催） ③ボランティア登録（ボランティアやグループの登録） ④活動の支援（ボランティア活動に必要な機材の貸出やボランティア活動保険の加入受付など必要な支援） ⑤情報の提供（「社協だより」やホームページ掲載など必要な情報の提供）
平成27年度 取組状況	福祉ボランティア登録者数 : 1,921人 ボランティア連絡協議会登録団体数 : 31団体
課題	◆ ボランティアセンターにおけるコーディネート機能の強化が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 「ふれあい・いきいきサロン」などが、ボランティア団体の活動の場となるよう調整し、双方の活性化が図られるようにします。
- ◇ ボランティア団体の活動内容を広報し、市民一人ひとりの意識の高揚につなげます。

【平成32年度の目標値】

- ◇ 福祉ボランティア登録者数 2,620人
※P33【取組の方向】の指標に合わせ平成32年度の目標値を掲載

ボランティア養成講座の開催

取組の体系における事業・活動

1-(2)-② 地域活動、ボランティア活動の推進

2-(1)-② 社会参加への支援

事業内容	ボランティアの育成及び新たなボランティア人材の発掘を図るため、各種ボランティア養成講座を開催しています。		
平成 27 年度 取組状況	講 座 名	開催日数	受講者数
	聞こえのサポーター入門講座	3 日	26 人
	福祉ボランティア講座	1 日	78 人
座談会での 地域の優先 課題	◆ 福祉活動を行うボランティアを増やす必要があるが、負担が大きい為、成り手がなく同じ人が掛け持ちしている状況になっている		

【今後の取組内容】

- ◇ ボランティア活動者を増やすため、幅広く広報を行い、受講者増を図ります。
- ◇ 求められているボランティア活動に対応した養成講座の開催に努めます。

ふれあい広場の開催

取組の体系における事業・活動

1-(1)-① 相互理解の促進

事業内容	ボランティア団体及び福祉関係者が社会福祉会館に集い、広場に参加された方々が相互にふれあうと同時に参加団体の活動をPRする機会として開催しています。
平成 27 年度 取組状況	平成 27 年 11 月 7 日（土）開催 来場者数 1,300 人
座談会での 地域の優先 課題	◆ 「福祉」という言葉が漠然としていて若者には実感がない

【今後の取組内容】

- ◇ 参加団体とともに、市民が福祉ボランティア活動や福祉活動に直接ふれあい、交流する機会となる魅力ある企画を検討していきます。
- ◇ 福祉ボランティアの活動発表及びPRの機会を兼ねて、ボランティア団体の紹介や体験コーナーの充実を図ります。
- ◇ 開催にあたっては、学生ボランティアを募り、学生のボランティア活動や福祉活動に参加するきっかけとなるよう、学校との連携を深めます。

ふれあいスクールの開催

取組の体系における事業・活動

1-(1)-① 相互理解の促進

事業内容	小学校 5・6 年生を対象に、高齢者や障害のある方との交流の機会を設け、人と人とのふれあいを通し、共に生きることの大切さを学び、人を思いやる心の成長を目指し、開催しています。			
平成 27 年度 取組状況	日 程	内 容	参加者数	
			小学生	ボランティア
	8 月 4 日	災害食作り、救命措置講習 福岡市防災センター	41 人	0 人
	8 月 5 日	ボランティア体験 施設訪問	41 人	6 人
	8 月 6 日	福祉講話 グループワーク	41 人	6 人
課 題	◆ 体験を通じた交流が求められています。			

【今後の取組内容】

- ◇ 様々な立場の人と交流し、楽しく福祉にふれることができる体験型のカリキュラムを、ボランティア団体や福祉施設等とともに検討します。

中学生ボランティア体験スクールの開催

取組の体系における事業・活動

1-(1)-① 相互理解の促進

事業内容	「福祉についてもっと知りたい」などの興味や関心を持っている中学生を対象に、社会福祉への理解を深め、福祉の心を育み、ボランティア活動の大切さを知ることにより、地域社会の一員としての自覚と感心を高めることを目的に開催しています。			
平成 27 年度 取組状況	日 程	内 容	参加者数	
			中学生	ボランティア
	8 月 20 日	災害食作り、救急法講習会 福岡市防災センター	23 人	6 人
	8 月 21 日	ボランティア体験 認知症サポーター養成講座	21 人	5 人
	8 月 22 日	24 時間テレビチャリティ募金活動 グループワーク	21 人	5 人
課 題	◆ 地域社会の一員としての自覚と関心を高めるカリキュラムが求められています。			

【今後の取組内容】

- ◇ 福祉施設などでの体験の場を確保し、様々な体験を通し福祉への理解を深める機会を設けていきます。また、体験内容については、各福祉施設とともに検討します。

市内小・中学校の総合的な学習への協力

取組の体系における事業・活動

1-(1)-① 相互理解の促進

事業内容	市内小・中学校の総合的な学習のカリキュラムに応じ、車椅子体験、アイマスク体験、手話及び点字体験、高齢者疑似体験、盲導犬についての講話等を行い、児童や学生が福祉に触れ、考える機会となるよう協力をしています。
平成 27 年度 取組状況	市内の 2 小学校 4 年生の総合的な学習に協力を行いました。
課 題	◆ 児童や学生が福祉に触れ、考える機会となるような学習メニューを増やすことが求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ ボランティア団体等の関係団体とともに学習メニューについて検討し、メニューの拡充を図ります。
- ◇ ボランティア活動協力校担当者会議において、学習メニューの周知を図り、学校への働きかけを強化します。

災害ボランティアセンターの運営

取組の体系における事業・活動

2-(2)-① 地域の防災力の向上

事業内容	災害時に自発的に支援活動を希望する団体又は個人が災害現場において円滑にボランティア活動が行えるように、鳥栖市災害ボランティア登録要綱を定め、平常時からの災害時の備えとしています。
平成 27 年度 取組状況	平成 27 年 5 月 19 日（日）佐賀県総合防災訓練時に災害ボランティアセンターの運営に関する訓練を実施。
課題	◆ 災害ボランティアセンターについて、運営のノウハウが不足しています。

【今後の取組内容】

- ◇ 災害ボランティアセンターについて、先進地の状況等を調査研究し、運営に関するノウハウの習得に取り組みます。
- ◇ 障害のある方に対する災害時の支援について、関連団体とともに支援方法等を検討します。

心配ごと相談事業

心配ごと相談事業の実施

取組の体系における事業・活動

3-(2)-② 相談体制の充実

事業内容	悩みや不安を持つ人が誰でも気軽に相談を持ちこめる窓口であり、市民の生活の場に存在する相談所として広く日常生活の相談に応じ、必要に応じて関係機関へつないでいます。 ■場所 鳥栖市役所 ■日時 第2、4 水曜日 午後1時から午後3時30分まで
平成27年度 取組状況	相談受付件数：6件
座談会での 地域の優先 課題	◆ 相談窓口が複数あって相談者が混乱している。 ◆ 高齢者世帯で周囲に相談をしないで悩みを抱えている家族がある。

【今後の取組内容】

- ◇ 新たに社会問題化している事柄や相談できる具体的な事例を挙げ、広報活動を強化し、相談しやすい体制整備を行います。

《社協資金貸付事業・県社協受託事業》

社協資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業

社協資金貸付事業の運営・生活福祉資金貸付事業に関する相談及び申請書類の受付

取組の体系における事業・活動

3-(2)-② 相談体制の充実

事業内容	低所得者または障害のある人などに対し、資金の貸付と必要な相談を行うことにより自立援助を行っています。
平成27年度 取組状況	(相談受付件数) 生活福祉資金：131件 社協資金貸付事業：117件
課題	◆ 自立支援センターが設置され、相談者の自立に向けた支援が求められ、センターとの連携を図る必要があります。

【今後の取組内容】

- ◇ 相談から経済的自立及び生活意欲の助長促進につなげ、安定した生活を送れるように、自立支援センターとの連携を図りながら自立援助を行います。

福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業

福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業に関する相談及び利用者の支援

取組の体系における事業・活動

3-(3)-② 権利擁護の推進

事業内容	福祉サービス利用援助（あんしんサポート）事業の対象者は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が対象となります。福祉サービスの利用申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳等の預かりを行い、対象者の方の住みなれた地域での生活を支援しています。
平成 27 年度 取組状況	相談・支援件数：1,557 件 契約者数：15 人 （認知症高齢者 10 人・精神障害者 5 人・知的障害者 0 人） 生活支援員数：6 人
課題	◆ 相談内容が複雑化し、生活全般の支援を要するケースが増加しており、行政、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化が求められています。 ◆ 今後、対象となる方が増加することが見込まれ、実施体制の強化が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 緊急・困難ケースが増加していることを踏まえ、関係機関との情報交換を行い、対象者についてのケア会議等に積極的に参加し、対象者にあつた支援を行います。
- ◇ 対象者の増に対応した実施体制を、法人後見事業を含め検討します。

《市受託事業》

ふれあいネットワーク事業

ふれあいネットワーク事業の運営

取組の体系における事業・活動

- 2-(2)-② 災害弱者の支援体制づくり
- 3-(2)-① 見守り体制の整備
- 3-(3)-① 要支援者の支援体制の充実

事業内容	地域で見守りや支援を必要とされる方(高齢者世帯や障害者世帯等)に対して、隣近所のつながりを活かし、区長、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力者と連携を図りながら見守り活動を行うことで、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。 また、訪問活動記録票の提出を受け、活動の状況の把握を行っています。
平成 27 年度 取組状況	ネット数 : 345 ネット 見守り対象者数 : 357 人 ネットワーク協力者数 : 966 人
座談会での 地域の優先 課題	◆ ふれあいネットワーク活動協力者が高齢化してきている。 ◆ 民生委員・児童委員やネットワーク協力者等の活動の理解と簡素化。 ◆ ネットワークづくりの重要性やネットワークの役割を(特に若い世代に)浸透できていない。

【今後の取組内容】

- ◇ 若い世代の協力を得るため、まちづくり推進協議会などでの事業説明を行うなど広報活動に努め、市民一人ひとりの意識の高揚を図ります。
- ◇ 見守り対象者の状況を把握し、必要に応じ関係機関等と連携し、見守り活動を実施します。
- ◇ ネットワーク協力者を対象としたネットワーク研修会等で、事例報告、訪問活動記録票の記載の仕方、災害時の対応等の研修を行い、活動への支援を行います。

【平成 3 2 年度の目標値】

- ◇ ネットワーク協力者数 1,100 人

※ P52【取組の方向】の指標に合わせ平成 32 年度の目標値を掲載

ふまねっと運動事業

ふまねっと運動の推進

取組の体系における事業・活動

- 1-(2)-② 地域活動、ボランティア活動の推進
- 2-(1)-① 健康づくりの啓発・促進

事業内容	『ふまねっと』と名付けられた 50 センチ四方のゴム製のあみを踏まないで、リズムに合わせて歩く運動で、歩行機能や認知機能の改善が期待されます。高齢者を対象として、月 2 回各まちづくり推進センターで、登録いただいたサポーターの協力を受け実施しています。
平成 27 年度 取組状況	延べ参加人数 : 2,766 人 協力サポーター数 : 45 人
課題	◆ 地域住民と一緒に健康づくりの場となるよう、協力サポーターの確保が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 協力サポーターの確保のため、サポーター養成講座の周知を行います。また、参加者へもサポーターとなっていただくよう働きかけます。
- ◇ ふまねっと運動の効果を十分理解して参加いただくよう、参加者へ周知します。

【平成 33 年度の目標値】

- ◇ 延べ参加者数 3,380 人

高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業

高齢者の居場所づくり（まちづくりシエンひろば）事業の運営

取組の体系における事業・活動

- 1-(1)-② 地域のイベントや行事の活性化
- 3-(1)-② 情報共有、情報交換の推進

事業内容	高齢者を対象としたおしゃべりが出来る楽しい居場所として、ボランティア団体からの協力を受け、月に 1 回各まちづくり推進センターで、実施しています。
平成 27 年度 取組状況	平成 28 年度からの実施事業
座談会での 地域の優先 課題	◆ 引きこもりがちな高齢者の社会参加の促進。

【今後の取組内容】

- ◇ ボランティア団体とともに魅力的な内容を検討し、参加者増を図ります。
- ◇ 参加者の役に立つ情報提供、情報共有を促進します。

【平成33年度の目標値】

- ◇ 延べ参加者数 760人

身体障害者福祉センター運営事業

身体障害者福祉センターの運営

取組の体系における事業・活動

- 1-(1)-① 相互理解の促進
- 2-(1)-② 社会参加への支援
- 3-(2)-② 相談体制の充実

事業内容	在宅の身体障害者の福祉の向上施設として、機能回復訓練、講座等の社会適応訓練事業を通じた生きがいや仲間づくり、自立の促進、生活の質の向上を図り、あわせて関係団体へのコミュニティの場の提供、援助を行っています。 また、身体障害者及び知的障害者を対象とした更生相談を実施しています。
平成27年度 取組状況	講座開催回数：646回 利用人数：2,443人 更生相談件数：23件
課題	◆ より魅力ある講座の開設等を行い、障害のある人の交流の場として施設の有効活用が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 利用者間の交流を図り、利用しやすい環境整備に努め、また、各講座、更生相談等の広報活動を強化し、利用者増を図ります。
- ◇ 市身体障害者福祉協会等の関係団体と連携しながら、新たな講座の検討を行います。

児童センター運営事業

児童センターの運営

取組の体系における事業・活動

1-(1)-② 地域の行事やイベントの活性化

事業内容	児童に健全な遊びを教え、幼児及び学童の集団的、個別的指導により、児童の健康増進、情操を豊かにし、知的・社会的適応能力を高めています。また、ボランティアグループ等の組織活動の育成助長を図り、児童の健全育成を図る取組を行っています。
平成 27 年度 取組状況	幼児 : 3 歳からの広場、フリールーム 小学生 : 折り紙教室、手話教室、焼き物教室、絵画教室、絵手紙教室 一輪車教室、囲碁教室、フリールーム等 実施総回数 : 534 回 参加者総数 : 11,053 人
課題	◆ 小学生対象の教室によっては、定員を超える申し込みがあっており、対応が求められています。

【今後の取組内容】

- ◇ 児童センター以外での各教室の開催について、関係機関と調整し、実施に向け取り組みます。
- ◇ 他の児童福祉事業との連携により、児童センター事業の活性化を図ります。

ファミリー・サポート・センター運営事業

ファミリー・サポート・センターの運営

取組の体系における事業・活動

3-(2)-② 相談体制の充実

事業内容	子育てを応援できる人(協力会員)、子育ての応援をしてほしい人(利用会員)、利用もするが応援もできる人(両方会員)とで、子育ての相互支援活動を行い、子育てを支援しています。
平成 27 年度 取組状況	利用会員：788 人 利用件数：2,217 件 協力会員：135 人 利用時間：3,421 時間 両方会員：123 人
課 題	◆ 利用希望者の増加に対し、協力会員が増えておらず、対応できないケースがあり、協力会員の確保が必要です。

【今後の取組内容】

- ◇ 積極的に養成講座開催の広報活動を行い、また、受講しやすい形態での養成講座を開催し、協力会員の確保に取り組み、事業の円滑な実施を図ります。

《共同募金会事業》

共同募金会事業

共同募金運動及び歳末たすけあい運動の推進

取組の体系における事業・活動

1-(3)-① 市民による福祉のまちづくり推進

事業内容	<p>赤い羽根共同募金は、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民の「やさしさ」や「思いやり」を届ける運動として、市民主体の運動を進めています。赤い羽根共同募金は、市民自らの行動を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」です。</p> <p>歳末たすけあい運動は、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開するものです。</p>
平成 27 年度 取組状況	<p>戸別募金、法人募金、ふれあい広場やサガン鳥栖ホームゲーム時に街頭募金を実施。</p> <p>平成 27 年度実績額 赤い羽根共同募金 : 8,262,805 円 歳末たすけあい募金 : 3,378,951 円</p>
課 題	<p>◆ 配分事業を明確に分かりやすく伝え、募金に協力ためのPRや啓発の工夫が求められています。</p>

【今後の取組内容】

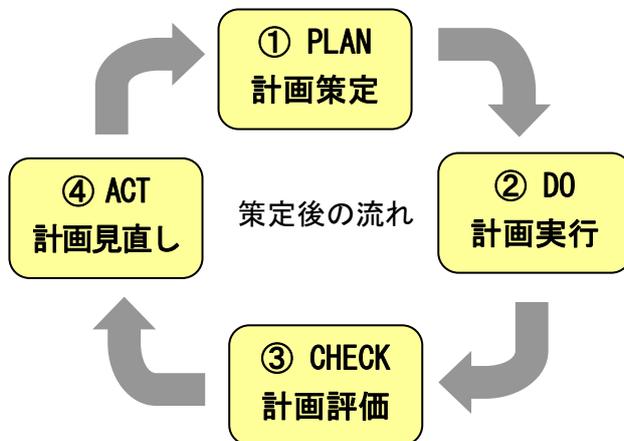
- ◇ 共同募金運動の理念、募金を基にした配分事業を理解してもらい、協力が得られるよう、広報活動を強化します。
- ◇ 学校と連携し、共同募金運動を通じて児童や生徒の助けあいの意識を醸成します。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の評価・点検

計画に基づき地域福祉を着実に推進していくために、毎年度終了時点での、計画に基づく行政や市社協の取組の進行状況について点検を行い、5年目の見直しの際に市民アンケート等の意識調査、推進会議や市民・関係団体などによる会議等を実施し、総合的に計画の検証を行います。本計画の適切な進行管理をPDCAサイクルに基づいて行います。

PDCAサイクル



- ①P：策定（これをやってみよう）
- ②D：実行（これをやった）
- ③C：評価（そしてどうなった）
- ④A：見直し（こう変えてみよう）

PDCAサイクルとは、取組の課題を把握し、継続的な改善をしていくことです。

このサイクルに則り計画を実行し、最終的な見直しを5年目に行います。

資料編

市民参加の取組状況

1 市民アンケート調査調査

(1) 目的

この調査は、本計画の策定にあたり、市民の福祉に対するご意見などを広くお聞きし、計画に反映していくことを目的に実施したものです。

(2) 実施概要

- ・調査実施期間
平成28年6月
- ・調査対象者
鳥栖市在住の16歳以上の市民：2,000人
- ・調査方法
郵送配布・郵送回収、本人記入方式
- ・調査数及び回収状況

配布数と回収状況

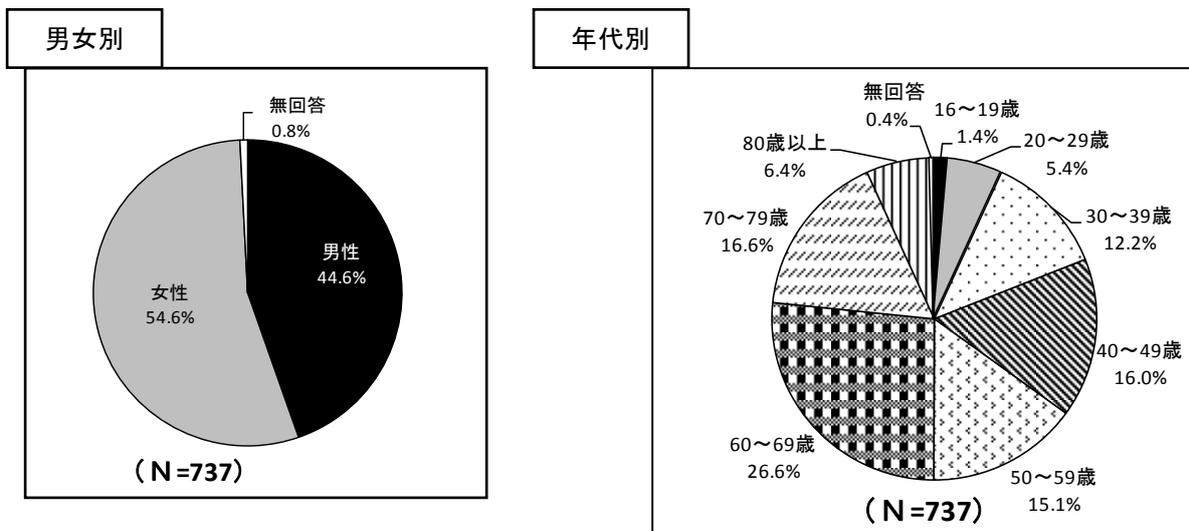
配布数	有効回収数	有効回収率
2,000	737	36.9%

・留意事項

- 各選択肢の回答比率は百分率（％）で、小数点以下第二位を四捨五入した。そのため、比率の合計が100%にならない場合がある。また、2つ以上の回答（複数回答）を求めたものについては、比率の合計は100%を超える場合がある。
- 文中の選択肢の表示は「 」で行い、選択肢の文言のなかに「 」がある場合は『 』とした。
- 図表に示すNは、比率計算上の基数（標本数）である。

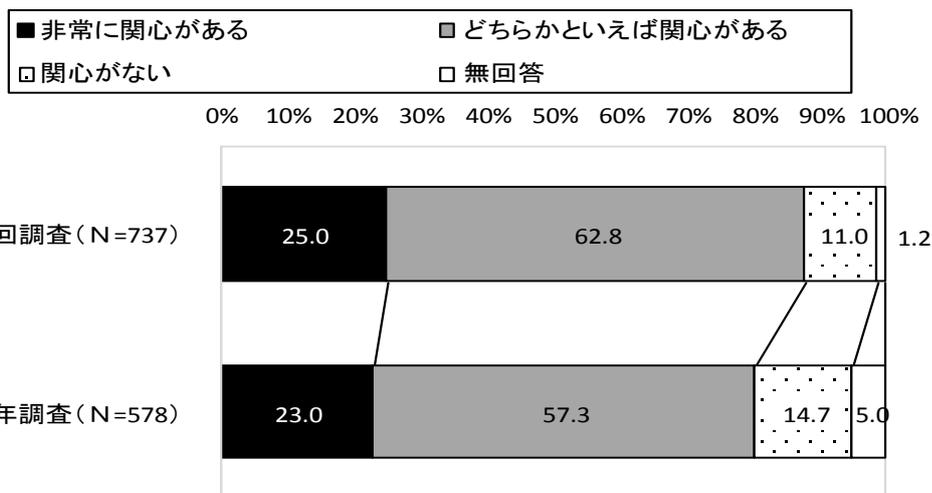
(3) 調査結果 (抜粋)

○回答者



○「福祉」について

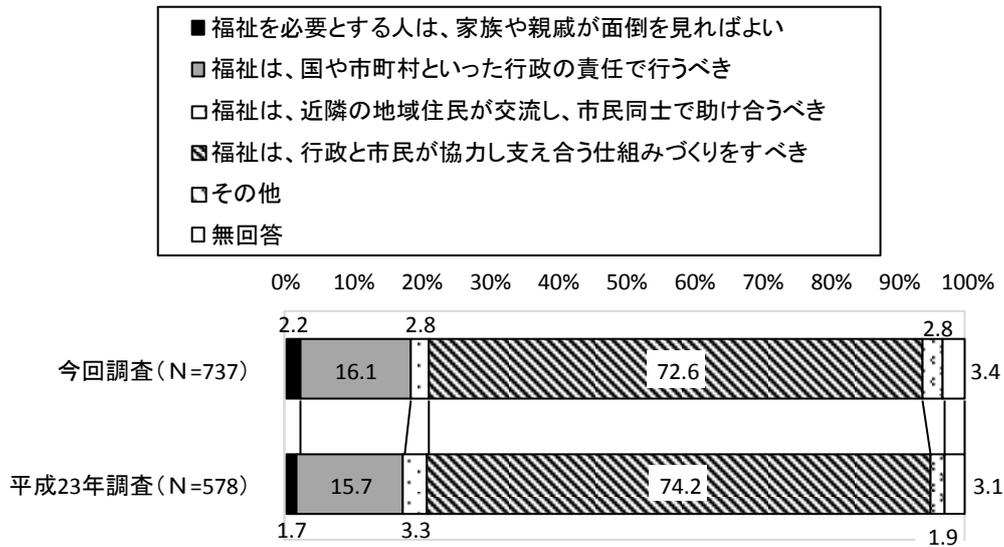
問 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか



福祉への関心は横ばい傾向

「福祉」への関心は、「どちらかといえば興味がある」(62.8%)の割合が最も高く、以下「非常に興味がある」(25.0%)、「興味がない」(11.0%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

問 今後、「福祉」のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか



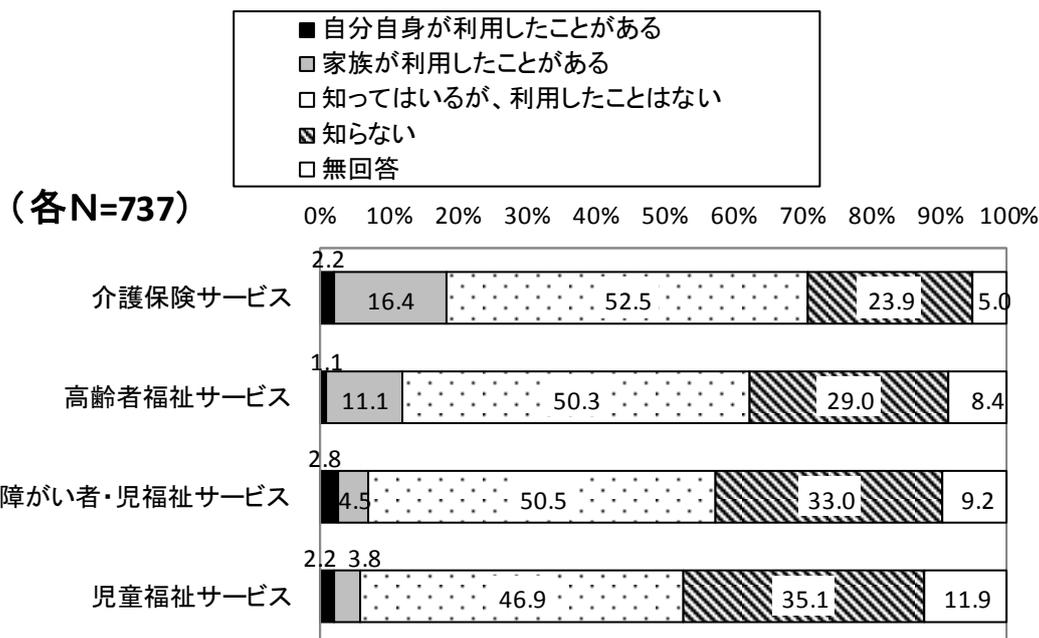
「行政と市民が協力し地域で支え合う仕組みづくりが必要」との考えが7割以上

今後の「福祉」のあり方は、「福祉は、行政と市民が協力し支え合う仕組みづくりをすべき」(72.6%)の割合が最も高く、以下「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」(16.1%)、「福祉は、近隣の地域住民が交流し、市民同士で助け合うべき」(2.8%)、「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒を見ればよい」(2.2%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 家族、親戚、行政、三者での支え合いが理想です。
- ・ 福祉を受けなければ自立できない方が、周りの方に迷惑をかけると遠慮されている方もいらっしゃるので、そういう方に声かけができたらと思う。
- ・ 「～べき」という考え方は、どこかで反発が起きそうなので協力していこうという考えが相互にあるといいと思う。

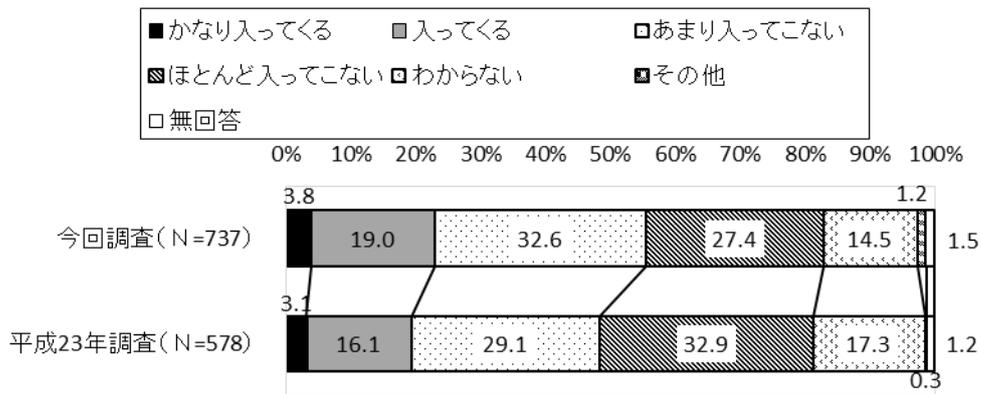
問 鳥栖市で行われている福祉サービスをご存知ですか。また利用されたことはありますか



福祉サービスの認知度は約5割

福祉サービスの認知は、各サービスともに「知ってはいるが、利用したことはない」の割合が半数前後を占めます。「知らない」の割合をみると、介護保険サービスでは23.9%であり前回調査と比べ約13ポイント減少しています。同様に、高齢者福祉サービスでは29.0%で前回調査と比べ約11ポイント、障害者・児福祉サービスでは33.0%で前回調査と比べ約8ポイント減少しています。一方で、児童福祉サービスは35.1%で、前回調査と比べてほとんど変化がみられません。

問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているとお考えですか



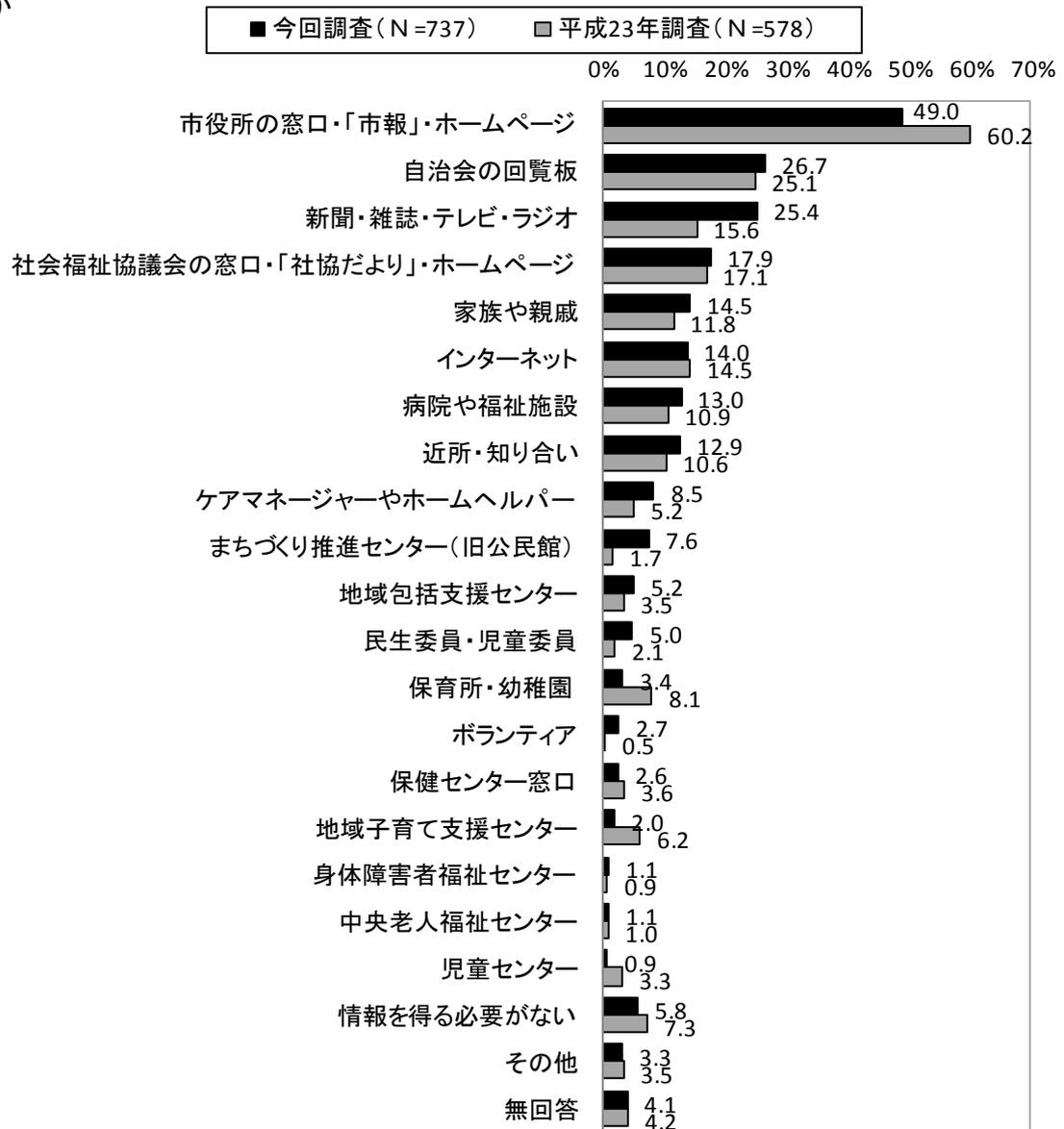
福祉サービスの情報入手は不十分

「福祉サービス」に関する情報入手の程度は、「あまり入ってこない」(32.6%)の割合が最も高く、以下「ほとんど入ってこない」(27.4%)、「入ってくる」(19.0%)、「かなり入ってくる」(3.8%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・市報等をあまり読まないのでせっかくの情報をあまり知らない。

問 あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか



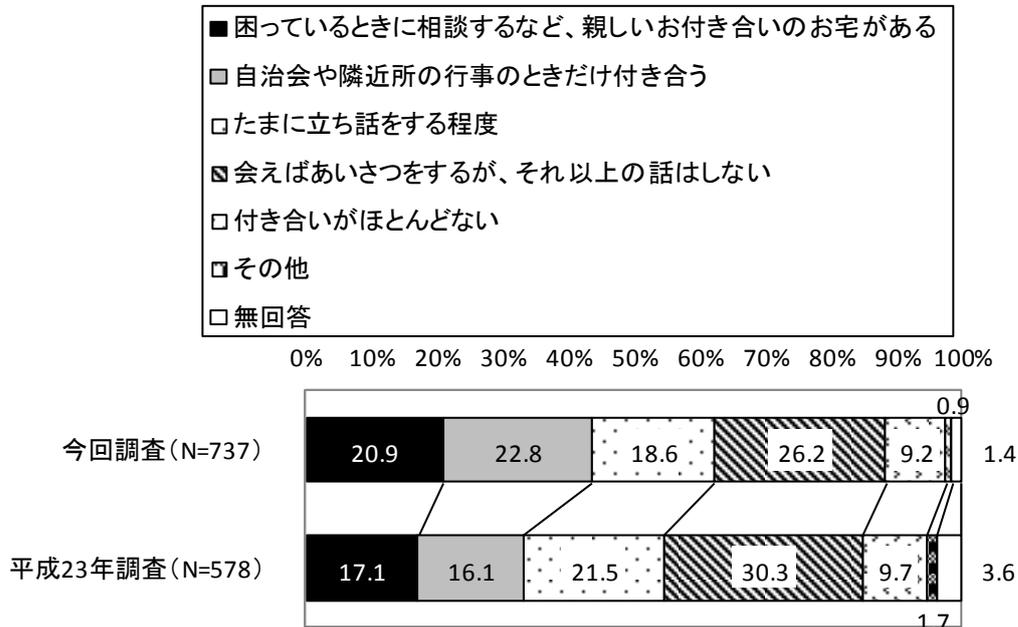
福祉サービスの情報源は市役所窓口や市報

「福祉サービス」情報の主な入手先は、『市役所の窓口・「市報」・ホームページ』（49.0%）の割合が最も高く、次いで「自治会の回覧板」（26.7%）、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」（25.4%）、『社会福祉協議会の窓口・「社協だより」・ホームページ』（17.9%）となっています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 情報をつかめない。
- ・ 自分から入手はしていない。

問 あなたは、ふだん近所の人との程度の付き合いをされていますか



近所付き合いは希薄の傾向

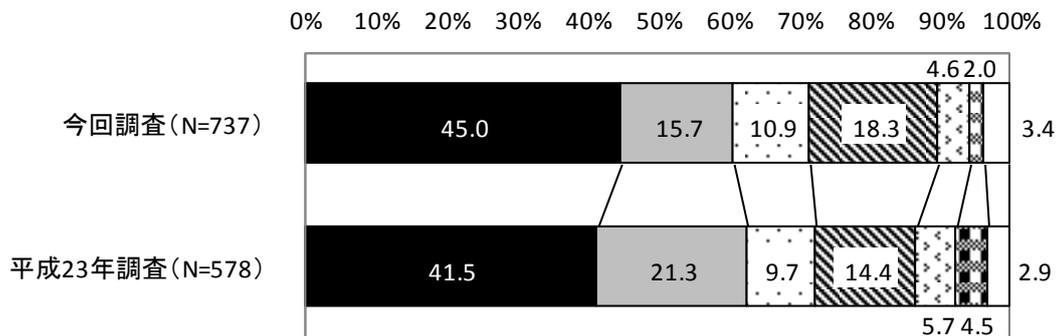
ふだんの近所付き合いの程度は、「会えばあいさつをするが、それ以上の話はしない」(26.2%)の割合が最も高く、以下「自治会や隣近所の行事のときだけ付き合う」(22.8%)、「困っているときに相談するなど、親しいお付き合いのお宅がある」(20.9%)、「たまに立ち話をする程度」(18.6%)、「付き合いがほとんどない」(9.2%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 2ヶ月に1回カラオケ会に参加する。
- ・ 家族は付き合いがあるが、自分自身は付き合いがない。
- ・ 会ってあいさつや話をし、行事等でも付き合う。

問 地域での人と人との関わりについて、あなたのお考えに近いものは

- 隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい
- 市民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい
- 隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする
- ▣ 時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わるほうがよい
- 自分の生活等を大切にしたいので、地域的な関わりは持ちたくない
- その他
- 無回答



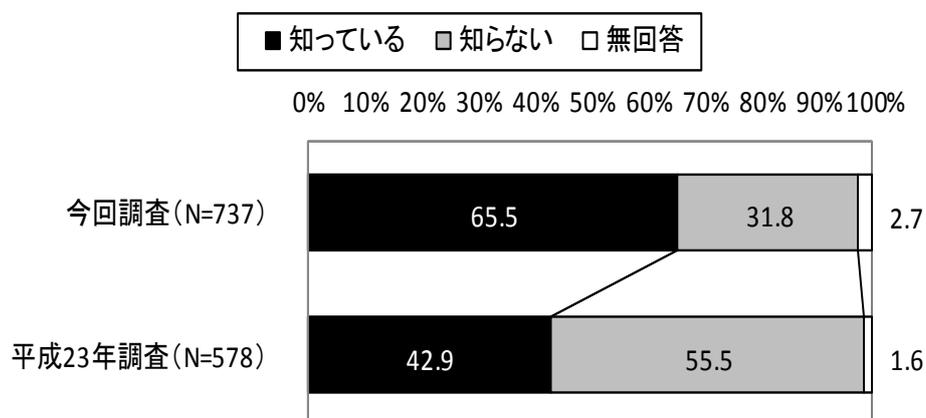
隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい

地域での人と人との関わり方の意向は、「隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」（45.0％）の割合が最も高く、以下「時間的に余裕のある人、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」（18.3％）、「市民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」（15.7％）、「隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする」（10.9％）、「自分の生活等を大切にしたいので、地域的な関わりは持ちたくない」（4.6％）となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

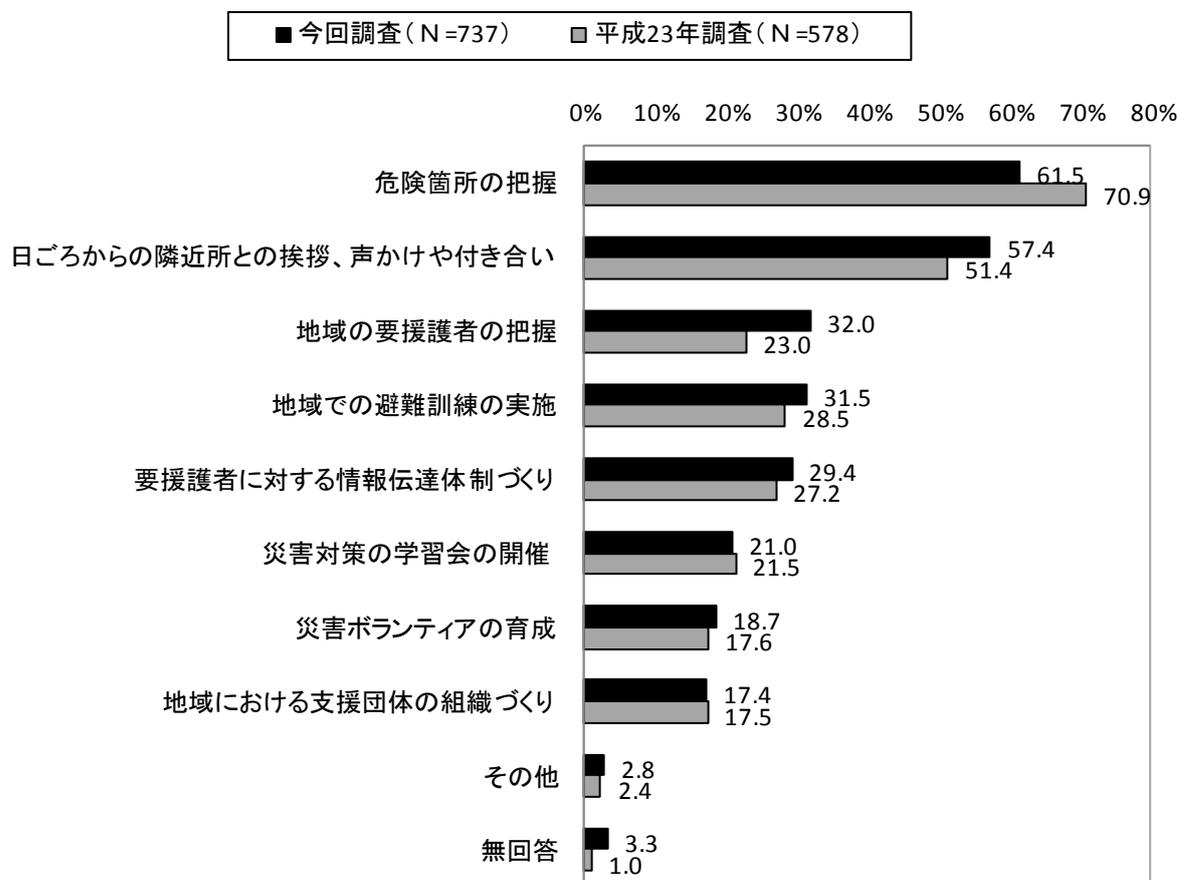
- ・ちょっとした事なら手伝えると思うが、あくまで個人の善意範囲でとどめたい。関わりは必要だと思う。
- ・古くから住んでいる人と新しい人との関わりが難しい。
- ・地域での関わりは大切だと思うが、仕事上活動等への参加がしづらい。

問 災害時のあなたの地区の避難場所を知っていますか。



災害時の避難場所の認知度は、「知っている」の割合が65.5%となっている。前回調査と比較すると、「知っている」が約23ポイント上昇している。

問 地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。



災害時に備えて日ごろからの近所付き合いを大切にする

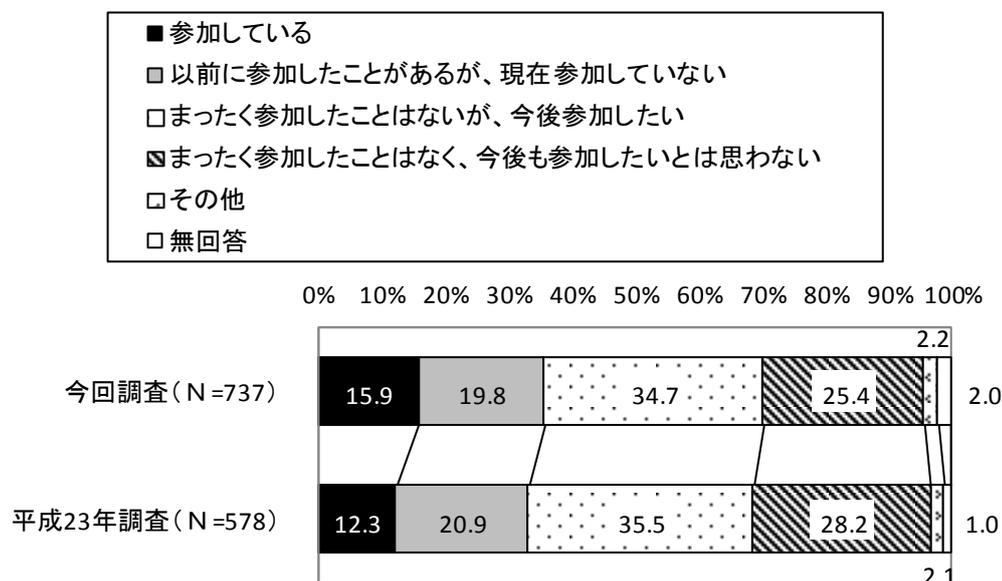
災害発生時の備えとして重要なことは、「危険箇所の把握」(61.5%)の割合が最も高く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」(57.4%)、「地域の要支援者の把握」(32.0%)、「地域での避難訓練の実施」(31.5%)となっている。前回調査と比較すると、「地域の要支援者の把握」が9ポイント上昇している。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・みんな必要だと思うがあまり実感がない。
- ・ボランティア受入体制の検討。
- ・啓発活動（行動のとり方、備蓄等）。
- ・自分の情報をまとめたものを持参する習慣、薬、名前、連絡先等。

○ボランティア活動などについて

問 あなたは現在、ボランティア活動に参加していますか



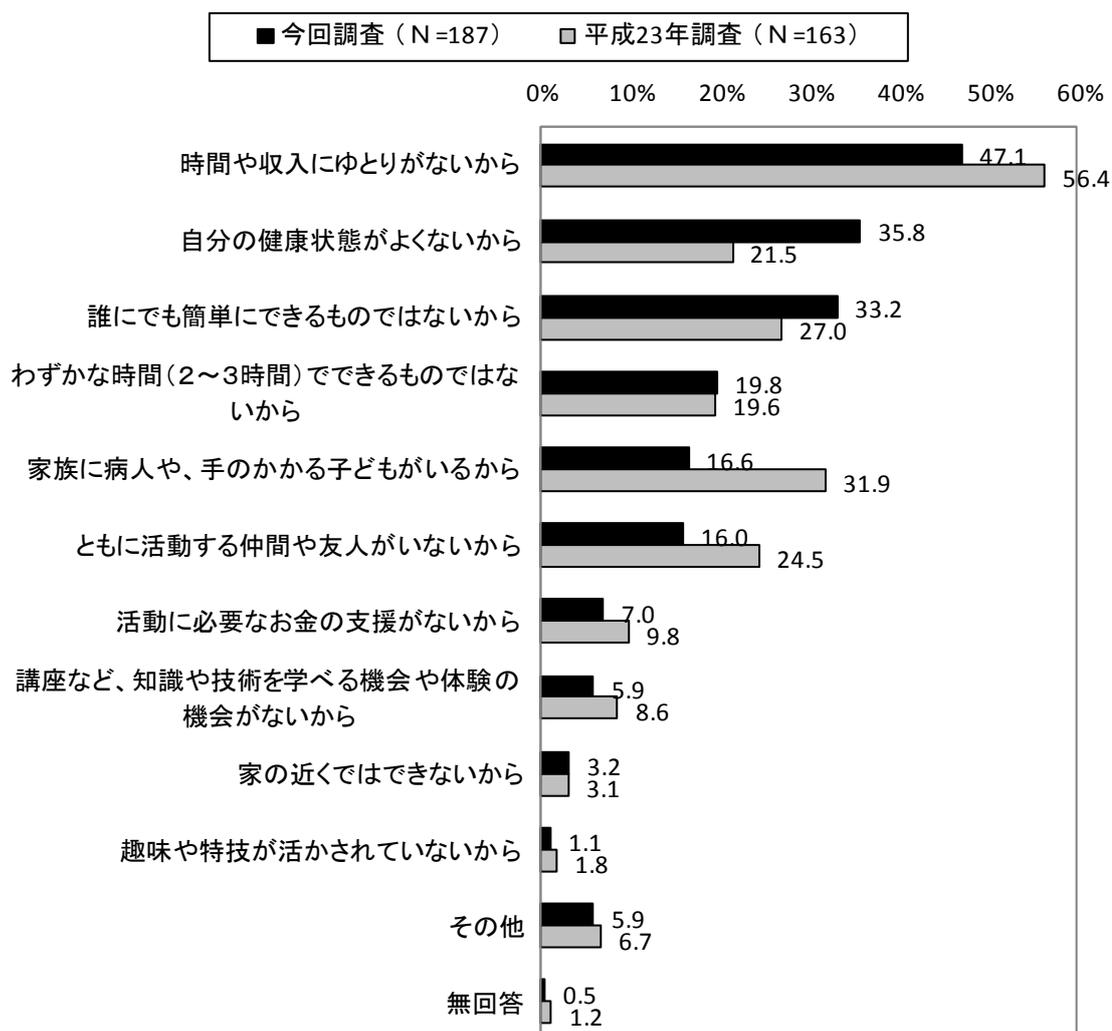
ボランティア活動への参加意欲は横ばい傾向

ボランティア活動への参加意向は、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」(34.7%)の割合が最も高く、以下「まったく参加したことがなく、今後も参加したいとは思わない」(25.4%)、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」(19.8%)、「参加している」(15.9%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 老齢のため活動に参加する体力がない。
- ・ 今のところ自分のこと（家事、通院）で精一杯。

問 ボランティア活動に参加したいと思わないのは、なぜですか



ボランティアに参加しないのは、ゆとりがないから

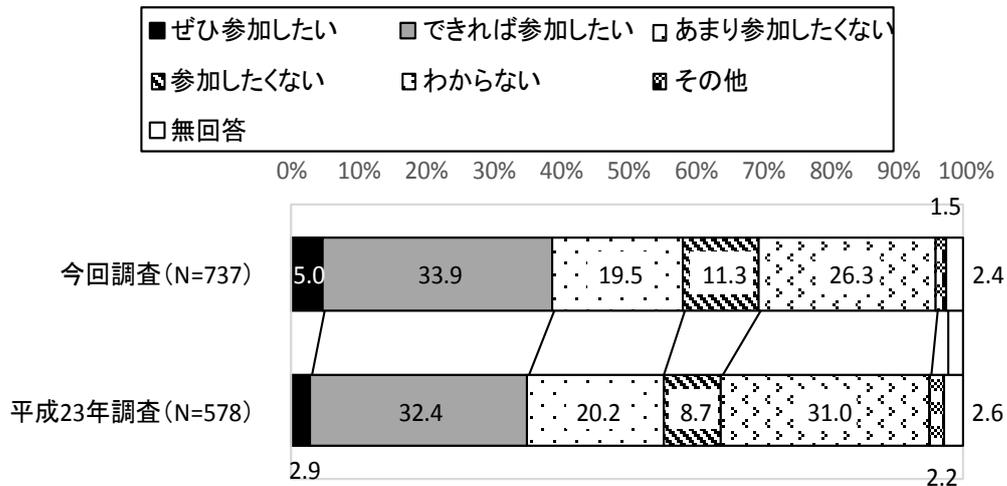
ボランティアに参加したいと思わない理由は、「時間や収入にゆとりがないから」(47.1%)の割合が最も高く、以下「自分の健康状態がよくないから」(35.8%)、「誰にでも簡単にできるものではないから」(33.2%)、「わずかな時間(2~3時間)でできるものではないから」(19.8%)となっています。

前回調査と比較して、「時間や収入にゆとりがないから」の割合は10ポイント近く減ったものの、依然としてボランティアに参加しない理由として、最も高い割合を占めています。また、「自分の健康状態がよくないから」は約14ポイント上昇、「家族に病人や手のかかる子どもがいるから」は約15ポイント減少しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 自営業の為、時間がない。
- ・ 70才台半ばまで勤務したのでゆっくりしたい。
- ・ 歳で体が動かないから。

問 地域において「まちづくり」について話し合う場を開催した場合、参加したいと思いませんか



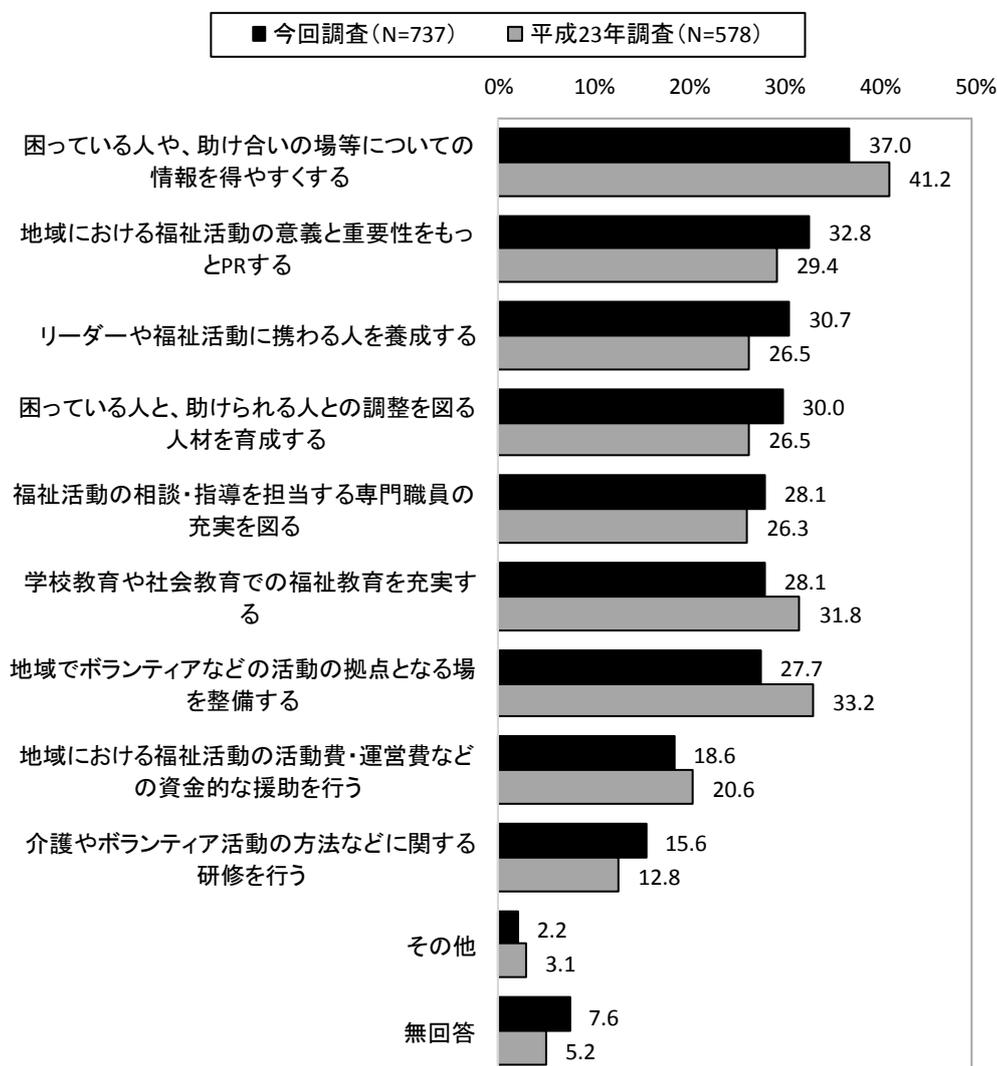
まちづくりへ積極的な人は横ばい傾向

「まちづくり」についての話し合いへの参加意向は、「できれば参加したい」（33.9％）の割合が最も高く、以下「あまり参加したくない」（19.5％）、「参加したくない」（11.3％）、「ぜひ参加したい」（5.0％）となっている。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示している。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ 高齢のため参加できない。
- ・ 現在介護者いるので時間と都合が合えば出席。
- ・ 時間や状況次第。

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか



地域での活発な支え合い活動には、情報提供の充実が重要

地域の助け合い活動等を活発にするために重要なことは、「困っている人や、助け合いの場等についての情報を得やすくする」(37.0%)の割合が最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」(32.8%)、「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」(30.7%)、「困っている人、助けられる人との調整を図る人材を育成する」(30.0%)となっています。

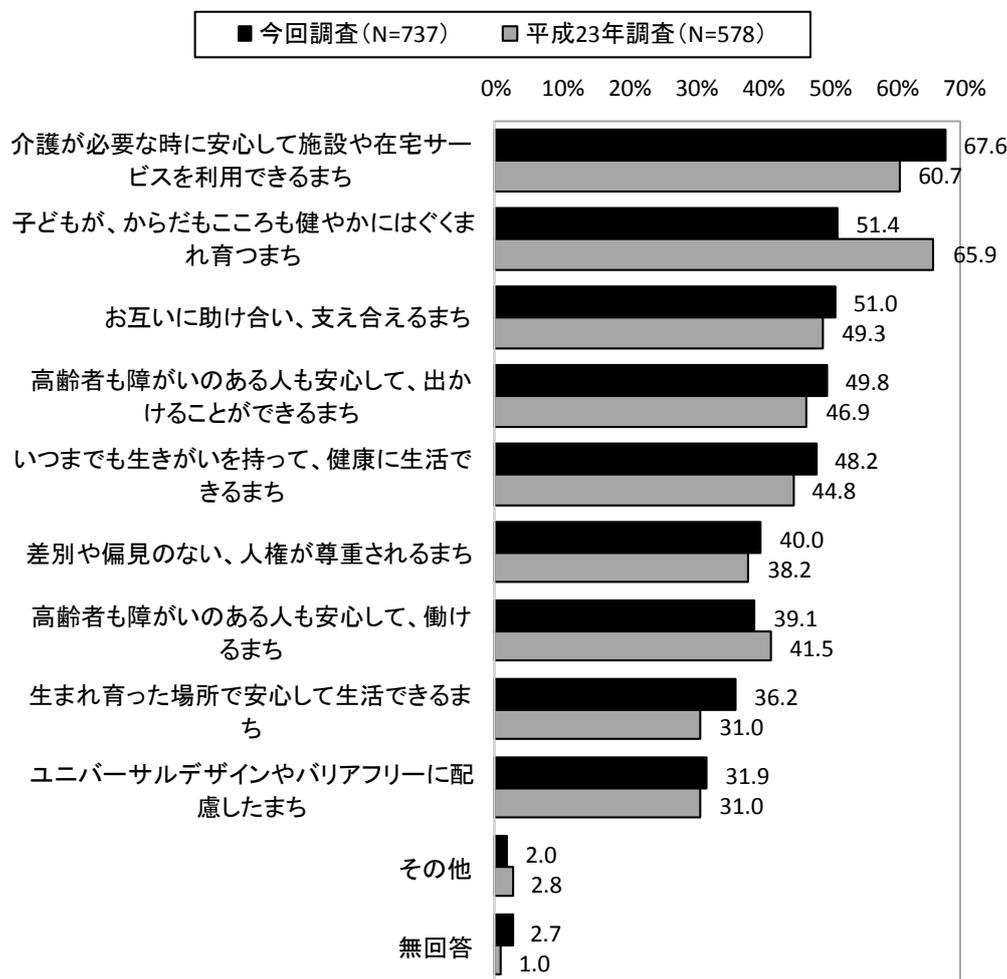
また、前回調査と比較すると、前回2・3番目に割合の高かった「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」は約3～6ポイント減少しています。一方で「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」は約3～4ポイント上昇し、今回調査では2・3番目に高い割合を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・ きっかけ機会が無い。
- ・ 近隣住民とのコミュニケーションを日頃からとるように心がけること。
- ・ 年よりが多いので地域迄なかなかいけない。各部落単位を考えてほしい。
- ・ 地域住民との交流、企業誘致し人材流出を防ぐ。

○これからの鳥栖市の福祉のあり方について

問 あなたは鳥栖市をどのような福祉のまちにしたいですか



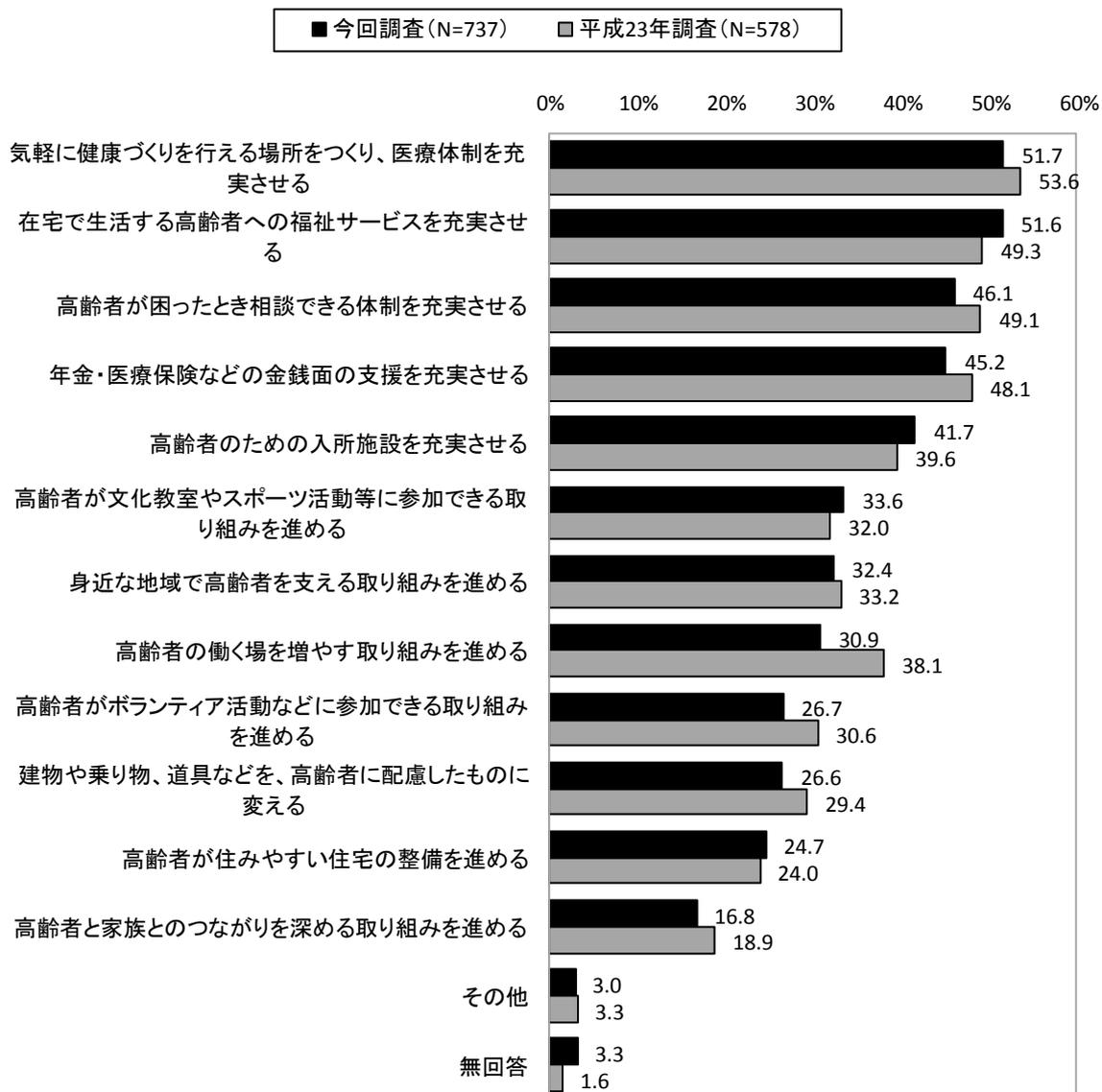
子どもや高齢者が安心して暮らせるまちづくり

福祉のまちとして望むことは、「介護が必要な時に安心して施設や住宅サービスを利用できるまち」(67.6%)の割合が最も高く、次いで「子どもが、からだもこころも健やかにはぐくまれ育つまち」(51.4%)、「お互いに助け合い、支え合えるまち」(51.0%)、「高齢者も障害のある人も安心して、出かけることができるまち」(49.8%)となっています。前回調査と比較すると、「子どもが、からだもこころも健やかにはぐくまれ育つまち」は約15ポイント減少しています

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・高齢者も大事だろうが、もっと子供の放課後のボランティアとかあればいいと思う。
- ・高齢者や障害者の人はもちろんのこと、その他の人も住みやすく過ごしやすい町。
- ・障害者がひとりでも生活できるまち。

問 高齢者が住みよいまちをつくるために、今後、鳥栖市においてはどのようなことが重要だと考えますか



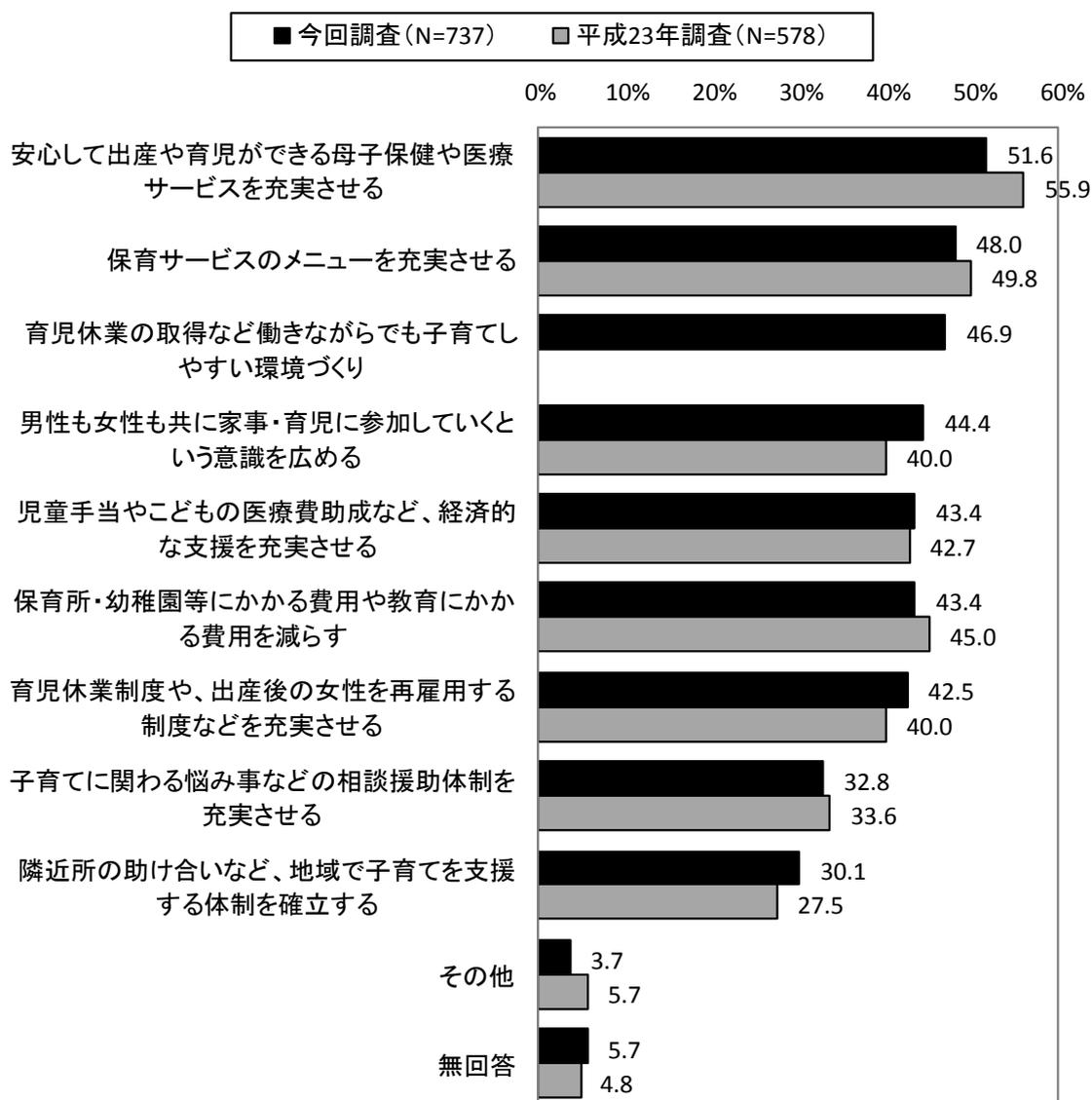
高齢者の健康づくり、福祉サービスの充実を求める割合が高い

高齢者が住みよいまちをつくるために重要なことは、「気軽に健康づくりを行える場所をつくり、医療体制を充実させる」（51.7％）の割合が最も高く、次いで「在宅で生活する高齢者への福祉サービスを充実させる」（51.6％）、「高齢者が困ったとき相談できる体制を充実させる」（46.1％）、「年金・医療保険などの金銭面の支援を充実させる」（45.2％）となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・小さな子供達と老人のふれあいの場を作る。保育園と養老施設を隣接して交流するとか。
- ・老人ホームに入らずに済む様な社会づくり。

問 子どもがいきいきと健やかに育つために、今後、鳥栖市においてはどのようなことが重要だと考えますか



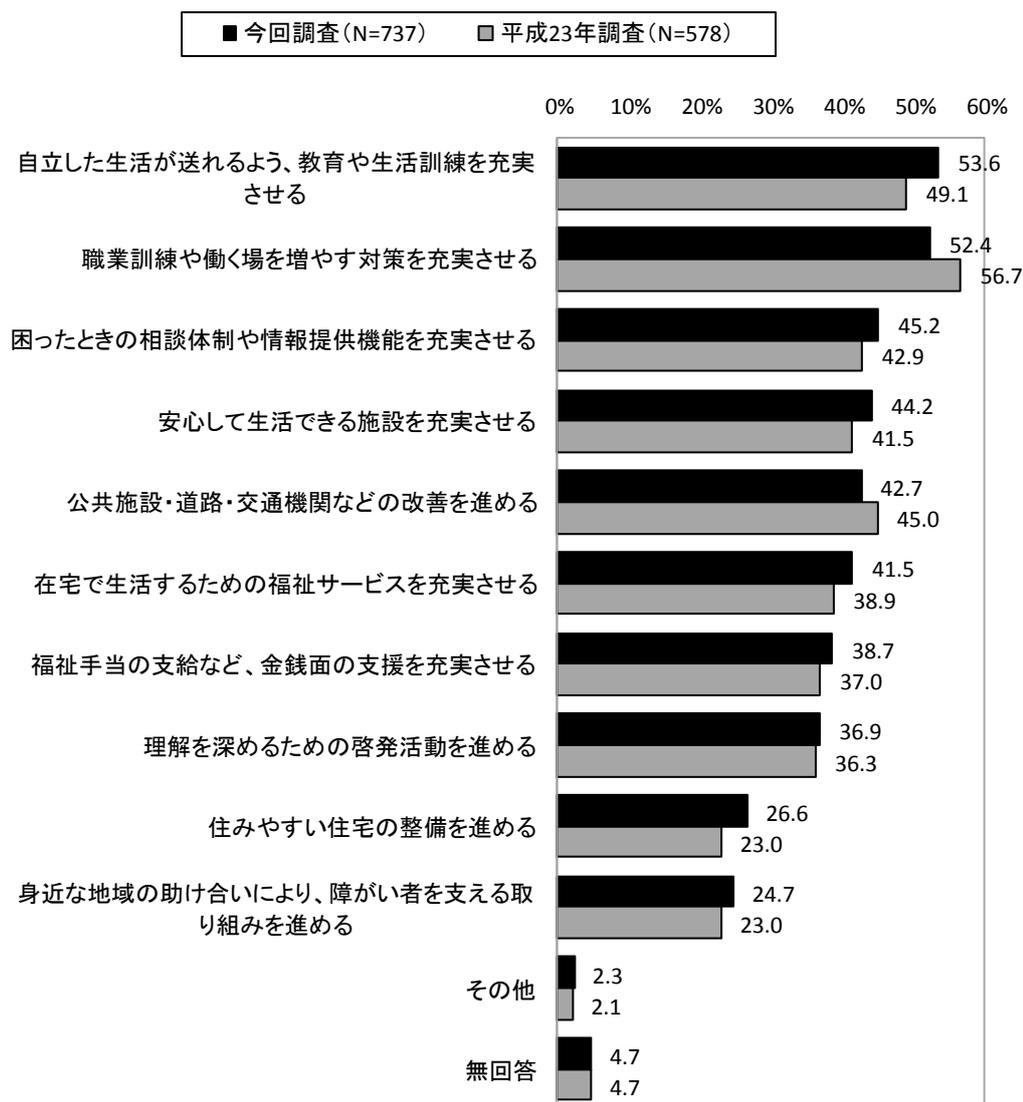
母子保健、保育サービスの充実を求める割合が高い

子どもが健やかに育つために鳥栖市において重要なことは、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスを充実させる」(51.6%)の割合が最も高く、次いで「保育サービスのメニューを充実させる」(48.0%)、「育児休業の取得など働きながらも子育てしやすい環境づくり」(46.9%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・子育て支援のメニューを増やす事も大事。いろんな支援も大事だけれど子育ての楽しさを伝える事も大事ではないでしょうか。
- ・未就学児から大人までが楽しめ、安心して集うことができる魅力のある場所を作る。

問 障害のある人が住みよいまちをつくるために、今後、鳥栖市においてはどのような取組が重要だと考えますか



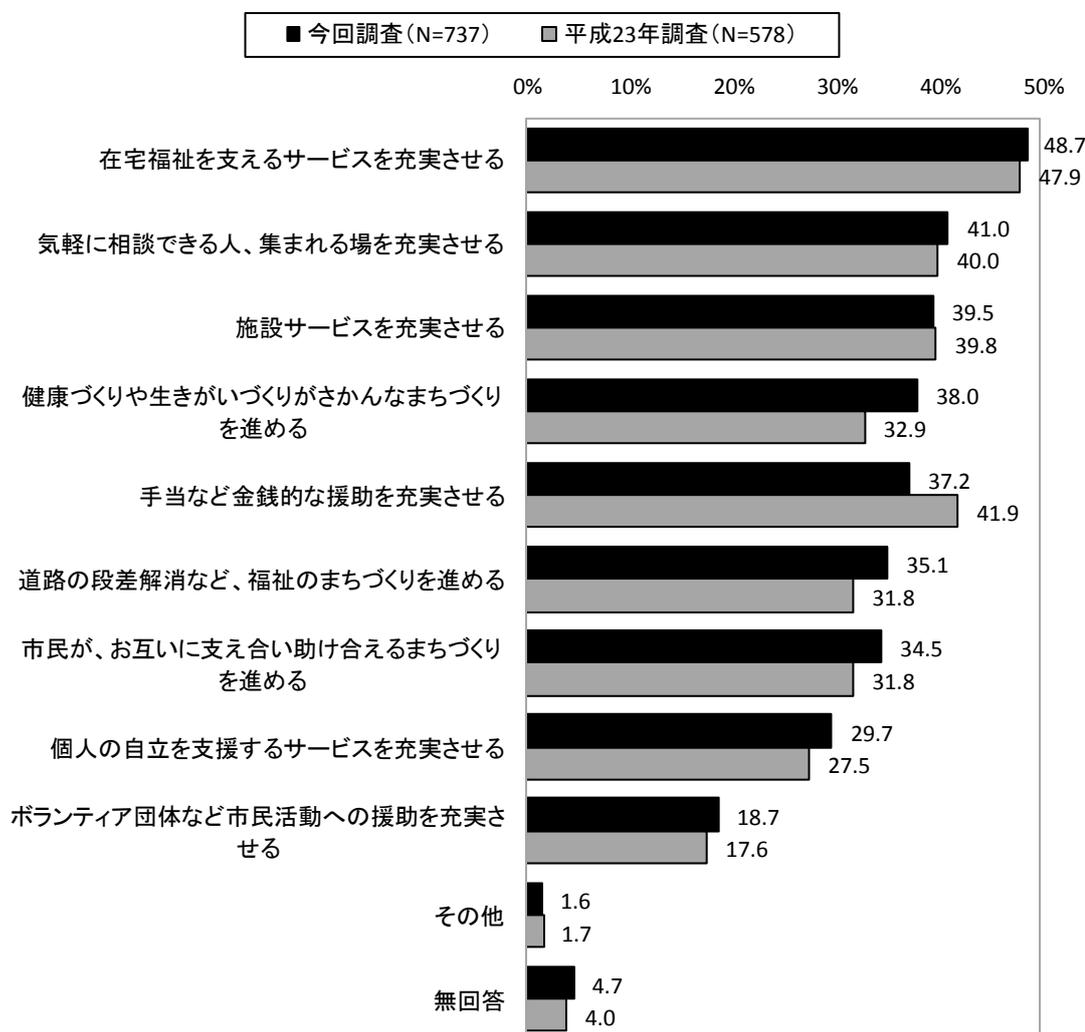
教育や生活訓練の充実を求める割合が高い

障害のある人が住みよいまちをつくるために重要なことは、「自立した生活が送れるよう、教育や生活訓練を充実させる」(53.6%)の割合が最も高く、次いで「職業訓練や働く場を増やす対策を充実させる」(52.4%)、「困ったときの相談体制や情報提供機能を充実させる」(45.2%)、「安心して生活できる施設を充実させる」(44.2%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・自立って、うしろに常に見守ってくれる何か存在があればの自立。“孤立”しては、意見がないですね。
- ・子供のころから障害者に対する思いやりの心を持たせる。
- ・障害のある人とない人の交流を多く作る。物品を直接売り、互いに喜び合える事が大事。

問 住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか



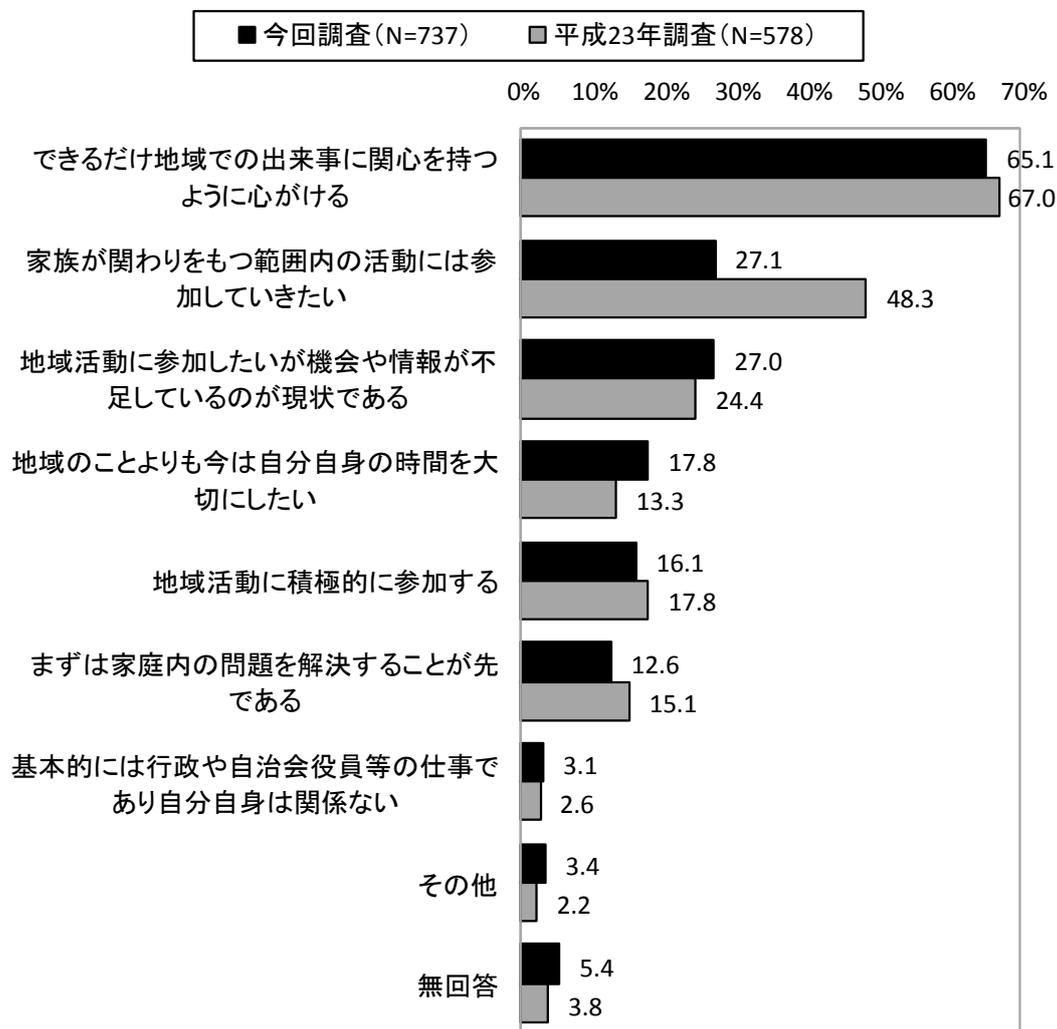
在宅福祉サービスをはじめ様々な福祉の充実が求められている

住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方は、「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」(48.7%)の割合が最も高く、次いで「気軽に相談できる人、集まれる場を充実させる」(41.0%)、「施設サービスを充実させる」(39.5%)、「手当など金銭的な援助を充実させる」(37.2%)となっています。また、前回調査と比較しても、概ね同様の結果を示しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・働く場所をふやす。
- ・みんなそれぞれ必要だが置かれた環境により強弱があり、定性ではなく定量的判断も必要ではないだろうか。

問 住み慣れた地域で、私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために市民のひとりとしてあなたは地域の活動にどの程度なら関われると思いますか



一人ひとりが地域に関心をもつことが大切

市民のひとりとして地域の活動に関われる程度は、「できるだけ地域での出来事に関心を持つように心がける」（65.1％）の割合が最も高く、次いで「家族がかかわりをもつ範囲内の活動には参加していきたい」（27.1％）、「地域活動に参加したいが機会や情報が不足しているのが現状である」（27.0％）となっています。前回調査と比較すると、「家族がかかわりをもつ範囲内の活動には参加していきたい」は20ポイント近く減少しています。

その他、自由回答として、次のようなご意見がありました。

- ・近所の方への声かけ、安否確認ぐらいはできると思います。
- ・出来るものはやるつもり。
- ・住み慣れた町なので、今後もよりよい町となるように地域活動に関わって行きたい。

2 住民座談会

(1) 目的

「第3期鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、各地区の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握するとともに、地域課題に対する取組（解決策）のアイデアをお聞きし、その結果を本計画に反映することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

- 対 象：区長、民生委員・児童委員、諸団体（PTAや老人クラブ）など
- 内 容：8の小学校区ごとに2回、参加者が3～4グループに分かれ、3つのテーマに沿って、地域の現状・課題の抽出及び課題に対する取組の検討を行いました。

- テーマ：
 - ① 安心して暮らす
 - ② 地域で支えあう
 - ③ みんなが参加する

●実施状況及び期間

平成28年6月29日～平成28年9月1日

地 区	日 時		参加人数（人）	
	1回目	2回目	1回目	2回目
鳥栖地区	7月25日(月) 13:30	8月29日(月) 19:00	25	16
鳥栖北地区	7月28日(木) 19:00	8月17日(水) 19:00	22	22
田代地区	7月1日(金) 10:00	8月4日(木) 18:30	28	27
弥生が丘地区	7月15日(金) 13:30	8月18日(木) 17:30	21	12
若葉地区	6月29日(水) 10:00	9月1日(木) 19:00	19	32
基里地区	7月27日(水) 13:30	8月19日(金) 19:00	25	39
麓地区	7月29日(金) 10:00	8月29日(月) 13:30	32	28
旭地区	7月7日(木) 15:00	7月22日(金) 19:00	23	34

(3) 座談会の意見の掲載場所

- 地域の問題点：本計画、「第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題」の「アンケート調査、座談会での意見」に掲載
- 地域課題に対する方策案：本計画、「第5章 取組の内容」の「市民の声」に掲載

鳥栖市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥栖市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(策定委員)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 関係官公署の職員
- (4) 小中学校長の代表
- (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (6) その他、計画策定に必要な者

3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを市長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鳥栖市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に当たり、広く地域住民の意見を反映するため、鳥栖市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の立案・策定に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の調査研究に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(策定委員)

第3条 策定委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから鳥栖市社会福祉協議会会長（以下「会長という。」）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民関係団体の代表
- (3) 関係官公署の職員
- (4) 小中学校長の代表
- (5) 保健・医療・福祉関係団体の代表
- (6) その他、計画策定に必要な者

3 策定委員会の委員の任期は、委嘱をした日から、地域福祉活動計画策定終了までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(成果の報告)

第6条 委員長は、策定委員会の所掌事項に係る成果等がまとめられたときは、遅滞なくこれを会長へ報告するものとする。

(費用弁償)

第7条 委員には、鳥栖市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用弁償を支給することができる。

(補則)

第8条 この要綱に、定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

鳥栖市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区分	団体名	役職名	氏名
学識経験者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	事務局長	◎田代 勝良
医療機関	鳥栖三養基医師会	副会長	藤戸 好典
行政機関	鳥栖保健福祉事務所	所長	川久保 弘二郎
市民団体	鳥栖市区長連合会	会長	○増田 悟
市民団体	鳥栖市民生委員・児童委員連絡協議会	鳥栖北地区 民生委員・児童委員 協議会会長	横尾 順二
市民団体	鳥栖市老人クラブ連合会	田代地区女性部長	長 昭子
福祉関係	社会福祉法人 椎原寿恵会	副理事長	久保 健太
福祉関係	社会福祉法人 若楠	事務長	佐藤 栄子
福祉関係	鳥栖市保育会	会長	松雪 眞紀子
教育関係	鳥栖市小中学校校長会	基里小学校 教頭	最所 美紀
教育関係	鳥栖地区小中学校PTA連合会	会長	江田 明弘
ボランティア 団体	鳥栖市母子保健推進協議会	会長	成清 芳子
ボランティア 団体	鳥栖市ボランティア連絡協議会	会長	鈴木 登美子

委嘱日 平成 28 年 9 月 5 日

◎委員長 ○副委員長

計画策定の経緯

年 月	内 容
平成 28. 6. 3～24	市民アンケート調査（郵送調査）
平成 28. 6. 29～7. 29	住民座談会（8 地区）1 回目
平成 28. 8. 9	第 1 回推進会議・幹事会開催
平成 28. 8. 4～9. 1	住民座談会（8 地区）2 回目
平成 28. 9. 5	第 1 回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 正副委員長選出 ・ 地域福祉計画経過説明 ・ 策定スケジュールについて
平成 28. 10. 17	第 2 回推進会議・幹事会開催
平成 28. 11. 7	第 2 回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民座談会実施報告 ・ アンケート調査結果報告 ・ 計画素案について
平成 28. 11. 14	第 3 回推進会議・幹事会開催
平成 28. 11. 28	第 3 回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の指摘事項について ・ 計画素案について
平成 29. 2. 17	第 4 回推進会議・幹事会開催
平成 29. 2. 27	第 4 回策定委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント実施結果について ・ 前回からの変更点について

用語解説

【あ行】

○NPO（法人）

NPOとは、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

○介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は市町村であり、被保険者は、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

○協働

異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、目的を共有し、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだし、取り組むこと。

○ケアマネジメント

介護等を必要とする人のニーズを把握して、福祉サービスや医療サービスなどを受けられるように調整すること。

○コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む、一定の地域及びその人々の集団です。地域社会や共同体のこと。

【さ行】

○サロン

「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」など、互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

○自主防災組織

住民一人ひとりが「自ら守る、みんなで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

○身体障害者手帳

身体障害者が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。一般に、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」を総称して「障害者手帳」という。

○社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人及び社会福祉協議会など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められています。

○社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規制が定められている。

○主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員のこと。

○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度

○生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

○生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

○精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障害の程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

○成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

○地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障害者が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するサービス。

○地域包括ケアシステム

一人ひとりのニーズに応じて、保健サービス、医療サービスや在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む様々な生活支援サービスを、関係者が連携、協力して、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくり。

○地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設されたもので、従来の在宅介護支援センターの機能再編である。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任ケアマネジャーと、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には家庭内にとどまらず親密な関係における男性から女性への暴力を意味する。身体的暴力に限らず、思考や行動を萎縮させるような心理的な暴力も含まれる。

【な行】

○認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障害により持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

○ノーマライゼーション

「障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またはその考え方」と一般的に定義されているが、今日では福祉全般の基本的な理念として位置づけられている。

【は行】

○パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

○避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

○バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

○母子保健推進員

地域母子保健の向上のため、市町村長から委嘱され、育児サークル活動や健康診査への支援、訪問活動を行うボランティア。

○ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

○民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などである。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方を発展させたもので、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種などに関わらず、誰もが使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方、または、実現させていくこと。

○要約筆記者

聴覚障害のある人に対して、話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者のこと。大会等の場において講演内容などを要約筆記するほか、広報活動などに協力する。

【ら行】

○療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障害者に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

鳥栖市地域福祉計画

平成 29 年 3 月

鳥栖市 健康福祉みらい部 社会福祉課
〒841-8511
佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地
TEL 0942-85-3553 / FAX 0942-85-2009
<http://www.city.tosu.lg.jp/>

鳥栖市地域福祉活動計画

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会
〒841-0051
佐賀県鳥栖市元町 1228 番地 1
TEL 0942-85-3555 / FAX 0942-85-3617
<http://www.tosu-shakyo.or.jp/>